

4. 農村振興と範域の多様性と重層性 一オートマルヌ県オーブリブ郡一

(1) 統計からみたオーブリブ郡

オーブリブ (Aubrives) 郡はシャンパニュ・アルデンヌ州 (Champagne Ardenne) オート・マルヌ (Haute-Marne) 県の南端に位置し、ブルゴーニュ州 (Bourgogne) コート・ドール (Côte d'Or) 県に接する。オーブリブ郡を含む一帯はラングル丘陵 (Plateau de Langres) と呼ばれ、フランスの比較的平坦な地域の中では、気温の低い地方として知られる。標高は 300 ~ 400 m程度であり、普通条件不利地域に属している。1999 年人口センサスによると、オーブリブ郡の人口は 1,541 人、人口密度 4.6 人/km² で、20 コミューンで構成される。全国にある 4,000 あまりの郡の中で、10 人/km² 未満は 141 郡、5 人/km² 未満は 26 郡であり、オーブリブ郡は全国でも最も人口密度が低い地域といえる。

オートマルヌ県の人口は 194,873 人で、33 郡 432 コミューンからなる。県の人口密度は 31 人/km² で、全国 95 県のうち低いほうから 13 番目である。県庁所在地であるショモン (Chaumont) の人口は 25,996 人で、行政郡庁の所在地であるサンディジエ (St Diziers) とラングル (Langres) でそれぞれ 30,900 人、9,586 人である。人口 2,000 人以上のコミューンはこのほかに 9 団体ある。

オートマルヌ県の人口は 19 世紀になって人口センサスが実施されて以降、1851 年の 26.8 万人をピークに減少し、1946 年には 18.2 万人と底を打った。オートマルヌ県では 19 世紀中葉から第 2 次世界大戦後まで 1 世紀あまりにわたって、人口減少が続いたことになる。1968 年には 21.4 万人に回復したが、その後ふたたび減少が続いている (図 19)。1962-68 年には人口の自然増が 12,118 人、社会減が 6,330 人であったが、68 年以降逆転し、1990-99 年には自然増 3,294 人に対して、社会減 12,488 人である。特に近年の人口減少で特徴的なのは、サンディジエ、ショモン、ラングル、ノジャン (Nogent) といった県内 4 大都市部で深刻なことである。

ここで再び人口 2,000 人以下のコミューンを農村コミューン、それ以上の人口のコミューンを都市コミューンとして比較してみよう。1975-82 年には都市部の人口減少 2,500 人に対して、農村部の人口増加は 900 人あまりであった。1990 年、99 年のセンサスでは農村部においても人口減少が進み、1982-90 年の人口減少のうち都市部の人口減は 68 %、1990-99 年で 60 % になった。500 ~ 1,000 人程度のコミューンの人口は 1990 年まで増加したが、この層も含め 1990 年代には全人口層において人口減少が見られるようになった (表 27)。カンタル県にも見られたように、人口減少は人口の少ないコミューンでいつそう進む傾向にある。

オートマルヌ県の高齢化率を県人口に占める 60 歳以上人口の割合とすると、1975 年 18.6 %、82 年 18.4 %、1990 年 21.1 % と上昇している。しかし、1999 年の全国平均 21.3 % に対して、23.8 % であり全国 95 県中 53 番目であり、必ずしも高齢化が著しい県とはいえない。ちなみに、高齢化率第 1 位は中央山地に位置し、カンタル県に隣接するクルーズ (Creuse) 県で 34.4 % である。オートマルヌ県は低人口密度で人口減少が進む県であるが、

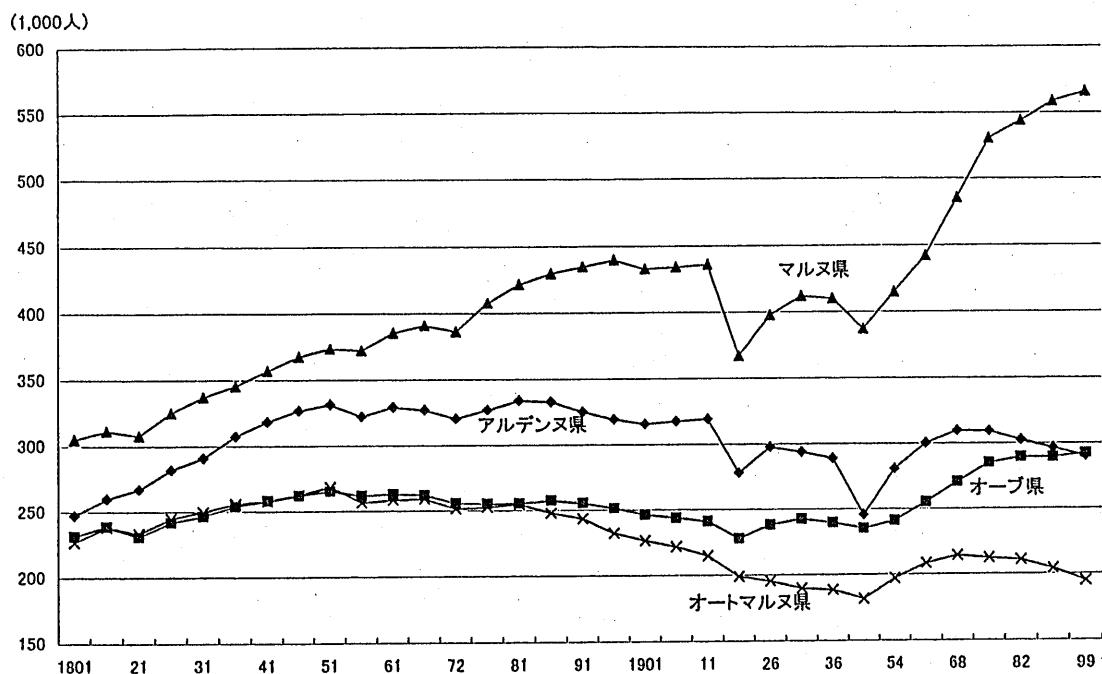


図19 シャンパニユ・アルデンヌ州4県の人口変動

資料:INSEE, Direction Régionale de Champagne-Ardennes, Un siècle de population communale 1872-1975, Haute-Marneおよび Recensement de la Population.

表27 オートマルヌ県の人口減少

コミューン人口	1975-82年		1982-90年		1990-99年	
	%	%/年	%	%/年	%	%/年
0~49人	-12.6	-1.9	-12.6	-1.7	-11.1	-1.3
50~99	-6.8	-1.0	-8.4	-1.1	-9.9	-1.2
100~199	-3.6	-0.5	-5.6	-0.7	-2.9	-0.3
200~299	1.8	0.2	-1.1	-0.1	-4.5	-0.5
300~399	4.0	0.6	-4.1	-0.5	-0.5	-0.1
400~499	-0.7	-0.1	0.9	0.1	-1.5	-0.2
500~699	4.0	0.6	2.4	0.3	-3.1	-0.3
700~999	5.4	0.8	2.0	0.2	-2.3	-0.3
1,000~1,499	-0.5	-0.1	1.3	0.2	-4.3	-0.5
1,500~1,999	4.5	0.6	-2.6	-0.3	-4.7	-0.5
2,000~2,499	2.6	0.4	-4.7	-0.6	-4.2	-0.5
2,500~2,999			-9.5	-1.2	-4.4	-0.5
3,000~3,499	-2.3	-0.3	-0.8	-0.1	0.1	0.0
3,500~3,999						
4,000~4,999	0.6	0.1	-6.1	-0.8	-8.3	-1.0
5,000~5,999	1.0	0.1				
6,000~8,999						
9,000~9,999			-4.6	-0.6	-4.0	-0.5
10,000~19,999	-8.5	-1.3				
20,000~29,999	1.2	0.2	-1.9	-0.2	-3.9	-0.4
30,000~49,999	-5.6	-0.8	-4.7	-0.6	-7.9	-0.9

表の見方。たとえば、1975-82年の増減率について、82年人口でコミューン規模を分類、75-82年の増減数を75年人口で除して算出した。

資料:Recensement de la population.

高齢化が特に進んでいるわけではない。

図20は19世紀末から最近までのオーブリブ郡の人口変動である。1881年に6,154人を数えた人口は1999年には1,506に減少した。全国4,000余りの郡のうち、人口の少ない方から数えて95番目である。オーブリブ郡で人口最多のコミューンは郡筆頭地のオーブリブ町であり、人口最多である点には19世紀末以降かわりはない。しかし、1872年には943人を数えたが、1999年には205人にまで減少した。オーブリブ町は郡筆頭地としては極めて小規模である。

オーブリブ郡のコミューン20団体のうち、1881年までは人口100人未満のコミューンは1団体に過ぎなかつたが、1901年に4団体、1911年に9団体、1960年に10団体、1999年には15団体になった。また、1901年には50人未満の団体が初めて現れ、1999年には9団体を数える。オーブリブ郡はフランス全国的にみても、非常に零細な町村の集まりといつていいだろう。

オーブリブ郡の農業は2000年農業センサスによれば、農業経営数88のうち、「穀物・油糧種子」経営が34、「畑作畜産」経営が34、酪農もしくは畜産経営が12である。フルタイム換算の労働力投入は161単位あり、ほぼ1経営当たり2人のフルタイム労働を有する農業経営となっている。オーブリブ郡の農業利用面積11,831haであるから、平均的な経営面積は134haあまりになる。しかし、150ha以上の農業経営30経営で5,300haを耕作する。表28のように経営者が比較的若い農業経営で規模が大きい。年齢構成からわかるように、地域農業の世代交代は進んでおり、耕地面積も維持されている。人口密度が著しく低く人口減少に歯止めはかかっていないが、構造調整は進み農業部門は若手経営者に継承されている。

(2) キャトル・バレコミューン共同体の組織と活動

オーブリブ郡にはコミューンの上位に位置する地方団体として、1970年代に設立された複合事務組合を前進とするコミューン共同体がある^⑩。コミューン共同体にはオーブリブ郡20町村に加えて、隣接するラングル(Langres)郡から1コミューン(人口47人、1999年)が参加している。団体の名称はキャトル・バレ(Quatre Vallées: 4つの谷の意)コミューン共同体であり、構成町村がすべてオーブリブ郡の町村ではないことへの配慮が表れている。

[コミューン共同体の所掌事項]

コミューン共同体の所掌事項は、①経済・観光振興、②空間整備(用地確保)、③文化事業の支援、④家庭ごみ収集処理、⑤救急消防事務の調整と運営、⑥初等教育施設、就学前教育施設、学習文化施設の管理運営、⑦中学校生徒のスクールバスの運営、⑧住宅・住環境政策、⑨小学校児童のスクールバス公社の運営、⑪小学校給食施設の整備運営、である。

経済・観光振興の分野には、国の補助事業である商工再編事業(ORAC)の実施、製造

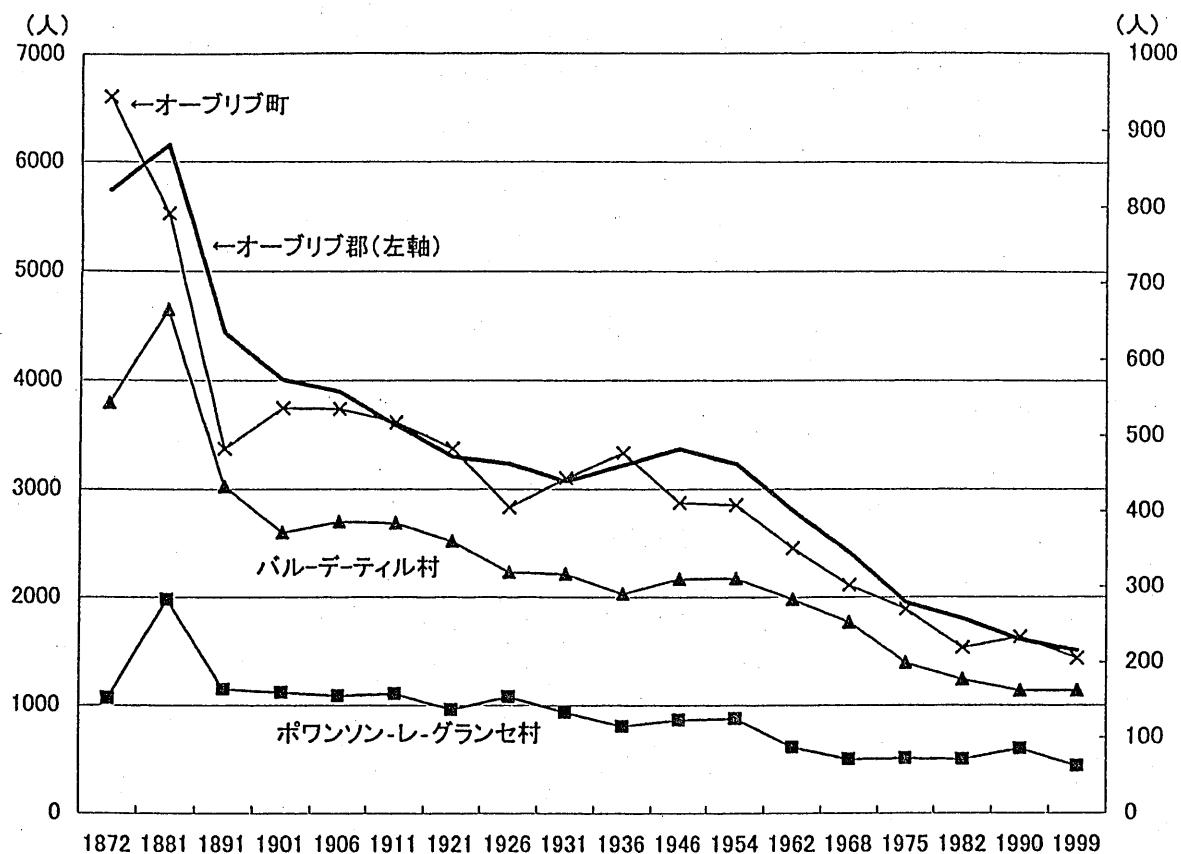


図20 オーブリブ郡の人口変動

資料:INSEE, Direction Régionale de Champagne-Ardennes, Un siècle de population communale 1872-1975. Haute-Marne.および Recensement de la population.

表28 オーブリブ郡の農業経営面積と経営者年齢

(単位:経営数)

	40歳未満	40 - 44	45 - 49	50 - 54	55 - 59	60 - 64	65歳以上	計
5 ha未満	0	2	0	1	0	1	5	9
5 - 20 ha	0	0	1	1	1	0	0	3
20 - 35 ha	0	2	1	1	1	0	1	6
35 - 50 ha	0	0	0	0	0	0	0	0
50 - 75 ha	2	1	4	0	0	0	1	8
75 - 100 ha	2	1	3	1	1	0	0	8
100 - 150 ha	8	5	1	6	4	0	0	24
150 - 200 ha	5	1	1	5	0	0	0	12
200 ha 以上	6	4	5	3	0	0	0	18
計	23	16	16	18	7	1	7	88

注:経営者の年齢は2000年12月31日現在。

資料:Recensement agricole 2000.

業の企業定着を図る中継事業（Opération Relais）^②、コミューン共同体管内における観光振興の調査や調整、公認ハイキング道の維持管理、観光目的の宿泊施設への投資、旧修道院の建物を利用した自然教育センター（Centre d'initiation à la nature）の運営、コミューン共同体が所有する経済活動区域の整備がある。空間整備の分野では用地の取得や管内コミューンによる農村美化への助成がある。また、住宅・住環境政策の一環では、住宅整備公団の補助事業である住宅整備計画事業（OPAH）の実施や賃貸住宅供給の促進、託児施設の供給（Relais Assistantes Maternelles）、就業希望者に対する活動の場の提供といった活動がある。

これらはコミューン共同体の定款において、各コミューンが共同体に移管した権限の列挙であり、すべてについてコミューン共同体が直接に実施しているわけではない。特に、経済・観光振興や住宅・住環境政策については、後にみる周辺3郡の3コミューン共同体で作る任意団体ラングル丘陵郡振興協会（ADECAPLAN、1994年設立）が調整、実施主体となっている。

〔理事会〕

コミューン共同体の理事はコミューンの人口に関わらず、各コミューンから2名の理事が選出され、理事会が構成される。ただし、オーブリブ町の理事は3名とし、1971年以降の合併村については、村長に加えて旧村から1名ずつ選出される。このため、2か村合併のロシュタイエ（Rochetaillée）村では理事3名、3か村合併のサンルー（St Loup sur Aujon）村では理事4名、5か村合併のヴァル-デ-ティル（Val des Tilles）村では理事6名となる。

理事の任期はコミューン議会議員の任期と一致し6年である。また、理事会は各コミューン選出の理事のうち、1名を執行理事として選出し、さらにその中から理事長1名、副理事長3名を選出する。理事会の開催は通常、年2～3回、執行理事会は年6～7回である。

表29にはキャトル・バレコミューン共同体の理事の年齢、職業、性別が示されている。理事総数51名のうち、現役農業者が18名、退職者（元農業者含む）が13名であり、公務員や小学校教職員が若干名である。特に、執行理事になると、農業者や退職者以外では、小学校教員1名、県建設局職員1名のほか、嘱託で旅行会社に勤務する理事長の計3名に過ぎない。また、町村長21名のうち、現役農業者9名、退職者8名である。管内人口に占める農業者の割合はきわめて低いが、コミューンの代表者、もしくはまとめ役としての役割を担っていることがわかる。

女性の理事は5名と少ない。このうち、退職者で村長を務める女性1名が執行理事になっている。年齢構成は若干数の不明があるが、40歳代で15名と最も多くその他の年代は10名前後である。ただし、執行役員になると50歳代、60歳代の層が厚くなっている。

〔職員〕

表30にはコミューン共同体の職員の職種と週勤務時間を示した。総勢17名ですべて女性であり、フルタイム就業換算では8.5人相当の雇用となる。法定週労働時間である35時間勤務の職員はいない。このうち、行政事務を務めるRさんの場合、キャトル・バレコミューン共同体には前身である複合事務組合であった1987年から務めているが、管内3か村においても同様にパートタイムで行政事務を行っている（表31）。すなわち、コミューン共同体であれ、コミューンであれ、役場は特定日にのみ機能し、地方団体としての零細性ゆえに、フルタイムの雇用を供給することはできていない。行政事務職以外は、運転手や作業員といった現業部門であり、企画部門を担う職員は皆無である。

〔コミューン共同体の財政〕

キャトル・バレコミューン共同体の2001年の経常支出を示したのが表32である。経常支出総額のうち、30%が人件費である。一般行政費の中では、コミューン共同体が管理する小学校2校の施設管理と給食施設の運営が34%，公共交通の確保のために民間会社であるラングルバスによる圏内循環に関する経費の一部負担が32%に達する。また、その他業務委託費の大半は小学校2校のうち、給食施設を持たない小学校の給食サービスの委託で占められる。

経常支出全体の38%を占めるのが、分担金と補助金である。分担金のうち、防災や家庭ごみ収集処理といった住民サービスが88%を占める。このほか、後述の広域地域振興構想圏である「ペイ」の準備団体やラングル市に本拠を置く観光協会への拠出金、地域の森林管理組合の事業に対する協力金、圏外の小学校に通学する児童のためのスクールバス経費の一部負担がある。

補助金の内訳は、後述のADECAPLANの活動費負担金のほか、圏内の非営利団体の活動に対する補助金で占められる。このうち、「農村会館（Foyer Rural）」は農村における文化活動の推進や社会、経済の振興に寄与することを目的に設置される団体である⁽³⁾。オーブリブ郡には1980年代半ばにオーブリブ地方農村会館（Foyer rural du pays d'Auberive）が設立された。とりわけ、文化振興に力を入れおり、1998年より開催されているアイリッシュ音楽祭は、毎年5月に開催し好評を博している。

コミューン共同体の収入は表33の通りである。経常収入49万€のうち、税収は18%，ごみ収集料金や給食費などの事業収入が24%，国や県からの財政移転が33%である。このほか、コミューン共同体に委託した諸役務や児童数に応じたコミューンからの分担金が収入となる。

表34はコミューン共同体の2001年の投資会計である。支出の予算総額に対する決算総額は40%に満たない。予算に計上した補助金も88%余りが未交付となっている。草刈機や洗濯機といった小型の施設整備は町村から分担金を徴収して購入しているが、改修工事などはさまざまな割合で国や県の補助金を受けている。

キャトル・バレコミューン共同体の活動で目立つのは、職員の職種を見てわかるよ

表29 キャトル・バレコミューン共同体の各町村代表理事

町村名 ()は1999年人口	年齢	職業	執行部
Arbot (82)		退職者 退職者	○
Auberive (205)	40~50 45 38	飲食店経営 郵便局員 農業者	
Aulnoy sur Aube (47)	40~50 40~50	農業者 指物細工工	第3副理事長
Bay sur Aube (54)	71 50くらい	退職者 営林署職員	○
Colmier le Bas (31)	40~50 35~40	自動車整備自営 農業者	
Colmier le Haut (67)	60くらい 35~40	退職者	第1副理事長
Germaines (34)	67 43	退職者 コートドール県消防局職員	○
Muilleron (25)		農業者 農業者	○
Poinsenot (38)	40~50	農業者	○
Poinson lès Grancey (62)	40~50 60超	農業者 退職者	○
Praslay (58)	44 30くらい	県建設局職員 工場勤務	○
Rochetaillée (147)	50超 50超	***** 農業者	○
Rouelles (27)	60超 50~60	退職者 商店経営	第2副理事長
Rouvres sur Aube (102)	50~60 40~45	小学校教員 教員	○
St Loup sur Aujon (144)	60 60超 35~40 40~50	退職者 退職者 私立学校職員 飲食店経営	○
Ternat (46)	55くらい 46	農業者 旅行会社勤務嘱託、県議	
Vals des Tilles (162)	51 39 72 30 34 53	農業者 自動車整備工 退職者 農業者 農業者 農業者	○
Villars-Santenoge (115)	55くらい 60 40くらい	郵便局退職 退職者 農業者	○
Vitry en Montagne (41)	40~50 40~45	農業者 農業者	○
Vivey (54)	38 39	農業者 農業者	○
Vauxbons (47)	60超 50~60	退職者 農業者	○

注:町村名の太字は1971年以降の合併村、合併村からの代表は村長+旧村1名。

職業の太字は町村長、下線は女性。

資料:2002年10月筆者調査による。

表30 キャトル・バレコミューン共同体の職員

職種	週勤務時間
行政事務	21.00
管理作業員	5.00
管理作業員+バス運転手	8.50
管理作業員	8.30
幼稚園職員	27.25
調理員	19.50
管理作業員	26.00
幼稚園職員	25.50
管理作業員	16.50
図書室職員	23.00
図書室職員	23.00
幼稚園職員	11.75
バス運転手	10.00
バス運転手	21.50
バス運転手	13.50
バス運転手	11.00
小学校職員(雇用定着契約)	30.00
総労働時間	301.30
フルタイム就業換算(人)	8.61

注:フルタイム就業時間は35時間/週。なお、職員は全員女性である。

資料:筆者調査による。

表31 行政事務職員Rさんの勤務状況

	勤務開始年	週勤務時間	勤務日
コミューン共同体	1987	21	月曜日午後、火曜日午前、木曜日、金曜日
ベ村	1989	3	毎週月曜日午前
バル-デ-ティル村	1989	12	毎週水曜日、隔週土曜日午前
ビベ村	1992	4	毎週火曜日午後
計 40			

資料:筆者調査による。

表32 キヤトル・バレコミューン共同体の経常支出(2001年)

	経常支出	うち			経常支出	うち		
		視聴覚ライ	園内	小学校施		視聴覚ライ	園内	小学校施
計	428,557	28,804	52,477	85,054				
一般行政費	124,555	4,571	4,542	42,087	正職員賃金	49,059	128,319	22,403
水道光熱費等	12,941	1,006	460	7,031	非正職員賃金	29,015	12,401	31,610
食材購入費	9,233	0	0	9,233	雇用定着契約者賃金	10,195	0	0
維持管理備品費	2,514	0	599	986	司事雇用(嘱託)	5,571	0	10,195
備品費	955	0	86	351	職員管理センター等分担金	2,106	341	847
消耗品費	2,735	430	195	1,297	各種保険料	32,543	4,090	14,831
書籍等購入費	2,364	2,069	0	0	その他行政費	167,013	1,829	0
建物・車両等維持管理費(日野便局改修含む)	8,880	0	0	155	歳費	3,192	0	381
備品・車両等維持管理費	2,418	0	1,916	220	退職年金保険料	107	0	0
業務委託費(ブルバズ)	39,670	0	0	0	債権放棄	87	0	0
業務委託費(その他)	23,578	0	0	20,397	分担金等	125,399	0	0
リース料(修道院の自然体験センター)	3,788	0	0	0	補助金	38,298	1,829	0
応接費	2,510	0	0	441	金融経費(利払い)	8,025	0	0
交通・通信費	2,097	127	0	888	特別経費	646	0	646
市町村長協会分担金	192	0	0	0				
保険料	4,681	0	540	1,088				
各種手数料	3,961	716	0	0				
租税公課	1,038	223	0	0				
<hr/>								
分担金内訳								
防災運営分担金	30,966				ADECAPLAN	18,907		
ラングル家庭ごみ収集処理組合	79,405				オープリブ学校協同組合	381		
ラングル地方ペイ準備協会	2,737				農社会館活動推進費助成	1,829		
ラングル觀光協会	2,663				農社会館文化振興費助成	203		
ラングル地方森林管理町村組合	3,026				「ラモンターニュ」地域教育契約	14,178		
プロトワコミューン共同体(ブルバズ)	659				消防団イベント助成	1,220		
コランボンスクールバス組合	510				「ティンターマー」イベント助成	76		
コミューン共同体(ブルバズ)	3,811				「ルシアンアンブルュム」イベント助成	967		
ラングルバス料金補助	1,453				「ルシアンアンブルュム」イベント助成	508		

*※補助金交付団体の組織と活動
「ラモンターニュ」は人口密度が非常に低い地域における農村教育の振興や課外活動の充実を目的として1985年にオーブリブ・ヴァンジャンヌス、プロトワ3郡に設立された団体。理事會は町村長や係会議員などとの議員、教師、各団體代表がそれぞれ1/3ずつで構成。活動は講師がボランティアで行なわれるが、2000年より常勤1名を雇用。文化、教育、スポーツ活動の支援等を行う。1986年より巡回図書館を実施している。

オープリブの消防団は毎年12月に行なう寄付金集め(通称テレトンTéléton)の際に実施するもの。1980年代から始まりフランス國中の一つの行事となつていいようである。テレビでのイベントのほか、地域レベルでさまざまな団体がイベントを行ない寄付金を集めを行う。筋ジストロフィーのほかさまざまな遠伝子病の研究費等に充てられる。コミューン共同体はそのイベントのための補助金を給付。日本の「おじさん」「おじさん」「最新助け合い運動」といったところ。

ラングル地方(おもむねAveyron)では3月に行なわれる「ユーモアと音楽のフェスティバル」Festival d'humour et de musiques。Tint Marsは「tintamarre」(さざまい音、けたましい音)と3月(mars)を掛けた造語である。2002年は3月14~30日に開催。劇団や音楽家の公演やイベントを開催。

「ルシアンアンブルュム(Le chien à Plumes)」は誕生した犬の意。川は設立の目的は農村における地域振興や文化施設の整備を目的として1995年に設立された非営利団体で、各所で音楽に関する文化的行事を主催。年にコンサート(ロック、ジャズ、シャンソン、フォークロアなど)を10回、音楽祭やフェスティバルを2回開催している。

資料:District des Quatre Vallées, Compte administratif 2001.

表33 キャトル・バレコミューン共同体の経常収入(2001年)

			(単位:€)	
	経常収入	うち小学校 施設管理	経常収入	うち小学校 施設管理
計	490,072	80,443	その他経常収入	10,848 0
事業収入	115,790	27,849	賃貸料	10,848
ごみ収集徴収金	84,671		金融収入	3,577
コピー利用料	324		経費移転	9,148 6,580
給食費	27,849	27,849	社会保険等還付	303 156
その他	2,945		人件費還付	8,845 6,424
税収	87,535	0	特別収入	9,125 0
地方4税収入	87,535			
財政移転	254,049	46,014		
経常総合交付金	39,208			
平衡交付金	55,714			
CARVEJ/CEL	16,922			
県補助金(給食)	10,825	10,825		
県補助金(スクールバス)	35,612			
コミュニケーション分担金	88,822	35,189		
圏外コミュニケーション分担金	1,266			
SIGFRA分担金	3,921			
職業税平衡交付金	1,759			

注:CARVEJ (contrat d'aménagement des rythmes de vie des enfants et des jeunes:青少年生活時間整備契約)とCEL (contrat d'éducation locale:地域教育契約)は、児童の課外活動を含めた総合的な教育について自治体、民間、国等が連携した地域教育の設計とその実施に関する国民教育省の補助金。

SIGFRA:ラングル地方森林管理町村組合

資料:District des Quatre Vallées, Compte administrative 2001.

表34 キャトル・バレコミューン共同体の投資会計(2001年)

			(単位:€)	
	予算	決算		
投資支出	493,983	193,450		
整備・開発費	242,108	40,860		
非特定事業歳出	1,479	1,477	うち	
ソフトウェア	1,479	1,477	補助金等	
特定事業歳出	240,630	39,383		負担割合(%)
観光宿泊施設用地	76,225		CC(100)	
草刈機	595	595	498 町村分担金(84), CC(16)	
オープリブ小学校洗濯機	762		639 町村分担金(84未払い), CC(16)	
券売機	19,979	18,698	4,371 県(23), CC(77)	
券売機取り付け工事	2,278	2,278		
旧郵便局改修	15,245	10,924	2,569 県(22未交付), SERL(2), CC(75)	
ビラー小学校整備	71,874	6,041	27,052 国(38), CC(62)	
オープリブ小学校遮蔽垣	52,671		22,021 国(25), 県(17), ただし未交付	
防災センター改修工事残	1,000	847	4,268 国(48未交付), 県(52), ただし国、県の補助割合	
金融支出	27,720	27,340		
元金償還	27,340	27,340	(54,144)	
県第3セクター持分取得	380			

※()は2001年度末に未交付となっている補助金・交付金

注:2001年投資会計の収入には上表の補助金等のほか、前年度事業に対するEU補助金8,765ユーロ(ケータリング用車両)、付加価値税還付金2,366ユーロ、町村への貸付金の返済11,127ユーロなどがある。

SERLはラングル地方電力町村組合。

資料:District des Quatre Vallées, Compte administrative 2001.

うにスクールバスの運行と小学校施設の運営である。地域の催し物に対する助成も、コムюーン共同体独自の文化振興事業と位置づけていいだろう。他方、家庭ごみの収集処理のように、コムюーンから移管された所掌範囲が、分担金の支払いを通じてさらに広域の事務組合に移管される場合もある。

コムюーンが委譲すべきコムюーン共同体の所掌範囲には、農村空間の整備と経済振興があった。しかし、その支出からは義務的な所掌範囲の活動は見えてこない。空間整備と経済振興といった義務的な所掌範囲についても、後述のより広域の地域振興団体 ADECAPLAN やさらに広域の地域振興圏である「ペイ」によって、担われているためである。

(3) オーブリブ郡の小村の組織と活動

1) バル-デ-ティル (Vals des Tilles) 村 — 5カ村合併の小村 —

〔バル-デ-ティルの議会と組織〕

コムюーン共同体を構成するコムюーンの組織と活動について、2つの事例から明らかにしよう。

バル-デ-ティル村（以下バル村）は人口 162 人（1999 年）でオーブリブ郡の合併村 3 村のうちの 1 村である。前掲図 20 にはバル村の長期の人口変動が示されている。人口のピークは 1881 年の 664 人であったが、その後の 20 年間で人口は 4 割減少した。その後、傾向的な減少が続いている。なお、同図では合併前の人口は全旧村の総人口として示されている。

バル村の合併は他の郡内の合併村と同様に、旧村を選挙区として残すことができる「提携合併 fusion-association」と呼ばれる手続きで合併した^⑩。1972 年にまず人口 68 人のシャルメサン (Chalmessin) 村と 33 人のビルメルブリ (Villemervry) が提携合併し、翌年、ラマルゲル (Lamargelle aux Bois) 村（人口 46 人）、ミュソー (Musseau) 村（40 人）、ビルモロン (Villemoron) 村（66 人）が合併に参加した。総人口 253 人の合併村である。合併直後のバル村議会は村議 45 人から始まった。

各旧村の村議 1 名を村長代 (maire délégué) として旧村内住民の事務を取り扱うとともに、従来の庁舎を戸籍の届出を受け付ける副庁舎 (mairie-annexe) として維持している。ただし、バル村の庁舎が置かれるシャルメサンには村長代は置かれていません。

現在、旧村の人口はそれぞれシャルメサン村 28 人、ビルメルブリ村 29 人、ラマルゲル村 26 人、ミュソー村 34 人、ビルモロン村 45 人である。

表 35 は村議会の構成と各村議の役割分担を示す。バル村の人口は 100 ~ 499 人であるため、村議会定数は 11 である（前掲表 4 参照）。現在、村長を務める T 氏は 51 歳の専業農業者で、1977 年村議会選挙で初めて村議となり第 2 助役を 1 期務めた後、83 ~ 89 年の 2 期めには第 1 助役を務めた。1989 ~ 1995 年の 3 期めに村長を務めたが 1995 年村議会選挙で落選した。2001 年村議会選挙で再び村議となり村長職として現在に至っている。

表35 バルーデーテイル村の村議会の構成

①性別・年齢	男 51	女 72	②第1助役	③第2助役	④*	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
職業	農業	退職者 (農業)	男 75	男 39	男 53	男 30	女 30	男 34	男 53	男 52	男 53	農業
村議経験	1977~	95~	自動車整備工 (障害者)	農業	無職 (障害者)	農業	商工会議所勤務	農業	農業	自営		
出身旧村	Villemervy	Lamargelle	Chalmessin	Lamargelle	Mussau	Mussau (村長代)	Villemervy	Mussau (村長代)	Villemeron	Villemeron (村長代)		

各種団体への代表

ギャトル・ハレコ ミューン共同体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(1)
オーブリフ森林管理 町村組合	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)
ランクル地方電力 組合	(○)	○	○	(○)	(○)	○	○	○	○	○	○	(○)
農村在宅サービス 協会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)
村営社会活動セン ター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(1)
オーブリフ町村組合 (職員雇用組合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(4)
プロトワ・コミュニシ 共同体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

村議会に設置される委員会

租税委員会(法定)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(12)
入札委員会(法定)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広報委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境・花委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注:○は正代表、(○)は副代表。

* 2001年村議会選挙当選後に全村議が死亡し次点者として残り任期に就いた村議。

資料:筆者調査による。

2001 年村議会選挙の選挙人登録数は 186 人で 1999 年センサス人口より 24 人多い。未成年者の数を差し引くと、選挙人登録数の概ね 1/4 が村外在住者となる⁽⁵⁾。

現村議 11 名のうち、農業に従事していた退職者を含め農業者の数は 7 名に及ぶ。2000 年センサスによればバル村の農業経営数は 14 経営、家族補助者を含めた農業従事者数で 30 人（フルタイム換算で 22 単位）である。元農業者 2 名を除くと 3 経営に 1 人以上の割合で村議が選出されていることになる。2 名の助役と村長代はいずれも農業者、もしくは元農業者であり、農業者数は著しく減少する傾向にあるにもかかわらず⁽⁶⁾、バル村の行政事務を一手に農業者が担っていることがわかる。

村議の経験年数を見ると、75 歳の村議が約 50 年間村議の職にあり、T 氏と同年代の村議（⑪）が 1977 年から務めているほかは、すべて 2 期めもしくは 1 期めである。旧村を代表する村長代は年齢、性別を問わず 1 期めの村議は就いていない。

各村議は議会に出席し審議を行うほか、バル村が参加する各種事務組合や団体の理事として開催される会議はバル村代表として出席する。その役割分担は 2001 年村議会選挙を終えてすぐに行ったものである。

その第 1 はキャトル・バレコミューン共同体である。上述の通りコムューン共同体の理事は、1971 年以降の合併村の場合、村長のほか旧村から各 1 名ずつ選出される。旧村からの各 1 名について、必ずしも村長代が理事となっているわけではない。T 村長の出身の旧村を代表してコムューン共同体の理事となっているのは村議以外の住民 1 名である。

第 2 は、オーブリブ森林管理町村組合（Syndicat Intercommunal de la Gestion Forestiere d'Auberive）である。オーブリブ郡を中心に 28 町村が参加する町村有の林野管理組合である。組合の所在地はオーブリブ町役場である。組合が管理する林野面積は 8,031ha であり、バル村有は 848ha で参加町村中 2 番目の面積をもつ。すべての町村有林野は価値評価され、その価値に応じて費用負担、利益分配をする仕組みになっている。理事長と 4 名の副理事長で執行理事会が組織され、バル村長 T 氏は第 2 副理事長を務める。

第 3 はラングル地方電力町村組合（Syndicat Intercommunal de l'Electrification de la Région Langroise）である。電線や電柱などの配電に関する広域の町村組合である。この町村組合には旧村から 1 名ずつの代表が組合理事となっている。1920 年代に電気が開通したときに設立された町村組合で、現在は配電に関する公共事業の実施とそのための補助金の受け皿機関となっている。

第 4 はオーブリブ町村組合（Syndicat Intercommunal d'Auberive）である。町村組合の名称にその機能が明示されていないが、公共施設の簡易修繕や路肩の除草など町村道の維持管理を行う職員を数か町村で雇用する事務組合である。この事務組合が設立されたのは、キャトル・バレコミューン共同体を構成する町村の中で参加を希望しない町村があったことから、コムューン共同体とは切り離されて別途、設立された。町村組合に参加するのは、13 町村とコムューン共同体の計 14 団体で、フルタイム就業で男性 2 人を雇用する。人件費と物財費の合計について、各町村の利用日数に応じて負担を分担する仕組みである。

第 5 は農村在宅サービス協会（Association pour l'Aide à Domicile de Milieu Rural : ADMR）

である。オーブリブ郡と隣接するプロトワ（Prauthoy）郡を活動領域とし、主として高齢者の在宅支援に取り組む社会福祉に関する非営利団体である。約 30 名の職員がパートタイムで雇用されている。ADMR は全国に約 3,000 団体あり県と全国に連合会がある。

第 6 は村営社会活動センター（Centre Communal d'Action Sociale）である。同センターは町村役場とは組織上、独立した行政サービス機関で、各種社会保障関係の情報の提供や、申請書類の作成と県担当課への送付などの窓口機能をもつ。センターの運営は町村長を長とする理事会が行なう。理事は町村議会が選出する者と町村長が指名をする者とで同数で構成される^⑦。バル村の社会活動センターでは独自の保有資産からの収益（1.6 万フラン/年）を財源に、高齢者向けの食事会の開催を行っている。

第 6 は隣接するプロトワコミューン共同体へのオブザーバ参加である。これはミュソー村とビルモロン村の児童がプロトワ郡内の小学校に通学するため、学校運営にかかる事案についての参加である。

このほか、法定の村内委員会として、村長と村議計 3 名で構成する入札委員会（Commission d'appel d'offre）、正委員 6 名と副委員 6 名で構成する直接税委員会がある。後者は、毎年、地方税の課税ベースの評価を行う^⑧。

[バル村の財政]

バル村の 2001 年度経常収入は 10.5 万 €、住民 1 人あたり 651 € である（人口は 1999 年センサスより）。前掲表 8 によれば、500 人未満のコムニーンの全国平均は 610 € である。バル村の経常収入で特徴的なのは事業収入が収入の 1/3 に上ることである。経常収入の内訳は表 3-6 に掲げた。2001 年度の水道料金や下水道料金は住民が支払う使用料であり事業収入の 29 %、村有林からの利益が同じく 38 %、村有地への入獵などの利用料が 30 % である。

税収は経常収入の 17 % で 9 割以上が直接税収である。その構成は住宅の設備や広さを課税の対象とする住居税が 26 %、宅地や商工用地を対象とする建築地税が 21 %、主として農地や林野を対象とする非建築地税が 53 % であり、営業税収はない。

経常収入に占める財政移転の割合は 32 % である。うち、77 % が経常総合交付金である。ここで主として農村のコムニーンを対象とした、交付金制度に触れておこう。

フランスの地方交付金の起源は 1960 年代に付加価値税が導入（国税）された際に、地方消費税が廃止され、それに伴う地方団体の歳入減を国庫からの交付金で補填したことによる。1979 年に経常総合交付金の名称が付され数度の改革を通じて再分配機能を次第に備えるにいたった。1996 年以降のコムニーンに対する交付金制度では、当該年度の経常総合交付金の総額の約 9 割相当を前年実績配分とし配分し、残り約 1 割相当について、都市連帯交付金、農村連帯交付金（人口集中地区向け部分と平衡部分）、コムニーン連合交付金として配分する仕組みになっている。

農村の小規模コムニーンに対する 1 万人以下のコムニーンについて、1 人当たり期待税収（potentiel fiscal）が同規模のコムニーンの平均の 2 倍を超えない限りにおいて、以下のような基準で配分される。i) DGF 人口割、1 人あたり徵税可能額の格差割、徵税努力割

表36 バル-デ-ティル村の経常収入

	2000	2001
経常収入	109,221	105,328
事業収入	39,291	35,382
水道料金	9,835	9,314
下水道料金	932	856
木材販売	15,541	13,234
林野副産物販売	76	38
薪採取料	387	0
墓地区画分譲	41	0
村有地占有料	290	292
狩猟利用料	10,332	10,393
余暇活動利用料	12	12
その他利用料	112	50
複写器使用料	38	91
下水道使用料	1,078	1,067
賃貸借契約手数料	617	33
税収	18,084	18,404
直接税	16,945	17,167
付加譲渡税	1,038	1,237
狩猟登録税	101	0

資料:La commune de Vals des Tilles, Compte administrative.より。

	(単位:€)	
	2000	2001
財政移転	33,012	33,625
経常総合交付金	25,228	25,937
農村連帯交付金	2,790	2,953
地方議員交付金	2,020	2,086
選舉事務交付金	175	440
州災害補助金	273	0
県災害補助金	273	0
職業税収補填	27	22
土地税減免分補填	547	542
住居税減免分補填	1,679	1,644
その他経常収入	16,754	17,316
賃貸料	16,754	17,316
金融収入	1	1
出資配当	1	1
特別収入	624	600
特別補助金	0	600
投資補助金移転	594	0
その他収入	30	0
移転収入	1,455	0
災害保険金	1,455	0

表37 バル-デ-ティル村の経常支出

	2000	2001
経常支出	104,410	70,971
一般行政費	62,765	29,792
電気	3,599	4,190
ガス	54	0
燃料	34	0
維持管理備品	240	375
道路補修備品	122	104
事務備品	362	493
その他諸備品費	3,772	2,133
建物維持管理費	7,400	2,544
道路・配管維持管理費	34,586	9,159
その他維持修繕費	2,119	1,539
情報機器備品費	73	73
保険料	1,728	1,797
自然保護地科学調査費	1,906	0
収税手数料	247	343
村行政技術支援報酬	115	189
祝祭費	262	103
広報費	58	165
応接費	71	102
郵送費	253	143
通信費	250	330
市町村長協会等分担金	94	205
林野管理費	1,893	1,395
林野管理委託費(国立林野局)	0	85
土地税	2,754	2,918
賃貸借税	365	0
FNDAE, 土地協会分担金	379	1,377
経理センター分担金	30	30

	(単位:€)	
	2000	2001
人件費	7,643	8,009
正職員賃金	5,301	5,523
社会保障(URSSAF)負担金	799	832
退職年金基金支払い	1,236	1,312
社会保障共済保険料	199	230
扶養手当補償基金支払い	101	103
産業医費	8	8
その他行政費	30,126	29,380
歳費	6,185	6,185
退職年金保険料	209	209
町村団体分担金	17,251	19,116
水質分析費	3,228	1,846
諸補助金	1,758	2,025
水系管理局分担金	1,495	0
金融経費	3,875	3,789
借り入れ・負債利子	3,875	3,789
伐採手数料	0	1

資料:La commune de Vals des Tilles, Compte administrative.より。

(30 %), ii) 指定道路延長（山間地域は×2）(30 %), iii) 義務教育, 就学前児童数 (30 %), iv) 面積あたりの DGF 人口割, 1人あたり期待税収の格差割 (10 %), である。ここで、期待税収とは、課税ベースに全国の同規模のコムューンの平均税率をかけた場合に得られる税収のことである。また、徴税努力 (*effort fiscal*) とは、家計に対する税（住居税、建築税の一部）の期待税収に占める割合を全国の平均のそれで除した値で示される。1より大きければ、住民に対して平均以上に税負担を強いていることを示す。2000 年度には 33,644 団体が対象となり、平均 7.8 €/人の交付であった。

地方議員交付金 (Dotation élu local) は、農村において法の円滑な適用に必要な経費を補填するという名目で 1992 年に制度化された。現在では議員の議事参加にかかる機会費用、議員の研修費、町村長や助役の歳費の引き上げの財源として活用されることになっている^⑨。対象は DGF 人口が 1,000 人以下で、1,000 人以下のコムューンの 1 人当たり期待税収を超えないコムューンとし、交付金は財政法（各年の予算）が定める当該年度の同交付金充当総額を対象コムューン数で除した額で、全国一律の交付金である。2000 年度には 20,805 団体が対象になっている。

選挙事務交付金は 2001 年春に実施されたコムューン議会選挙にかかる費用の補填であり、州と県からの災害補助金は 1999 年 12 月の暴風雨被害に対する臨時の経常的補助金である。なお、土地税および住居税の減免分補填とは、国が講じた地方税の減免税措置により生じた減収分の補填である。

経常収入のうち、賃貸料収入はバル村が所有する旧小学校舎と旧庁舎を改築し、村営の賃貸住宅として得た収入である。

バル村の経常支出の内訳は表 3 7 の通りである。2001 年度末会計をみると、経常収入 105,328 € に対して、経常支出 70,971 € (住民 1 人当たり 437 €, 以下同様) である。経常支出の内訳は、一般行政費 42 % (184 €), 人件費 11 % (49 €), その他行政費 41 % (181 €), 利払い 5 % (23 €) である。

一般行政費のうち 44 % を占めるのが、村有の建物や道路・配管にかかる維持管理費である。村有資産の維持管理にかかる人件費は、上述のオーブリブ町村組合の職員を 120 日・人分利用し 15,000 € が支払われた。これはその他行政費のうち町村団体分担金に含まれる。維持管理にかかる物財費と人件費を合わせると経常支出の 40 % に達する。バル村のもっとも主要な出費である。

人件費は行政事務を担当する R さんの給与である。パートタイムであるが正職員であり、社会保障や退職年金等の雇用者負担について、労働時間数に応じて支払われている。歳費が支払われるのは村長と第 1 助役の 2 名であり、第 1 助役の歳費は村長の半額であった。2001 年度の村長の歳費は 4,120 € であり、法定上限額の 57 % に抑えられている。歳費は法定限度額の範囲内で町村議会が決定することができるが、農村の小さなコムューンでは一般に、法定限度額の歳費が支払われることは少ないようである。

表 3 8 はバル村の 2001 年度投資会計支出である。村議会が議決した予算と年度末決算（会計年度は 1 ~ 12 月）を示した。投資会計における支出が経常会計における維持管理

・修繕や物品の購入と基本的に異なるのは、耐久財の購入、建物の建設・整備、インフラ整備工事など、町村資産の増価が結果する事業である点にある。また、投資会計で支出されると、支払い代金のうち付加価値税額が国から還付される。

2001 年度投資会計として議決された予算は 10.9 万 € であり、うち 95 % が事業費である。2001 年度に特に事業費が多額となるのが、村営住宅の建設で全体の 37 % を見込んだ。他方、執行額は 6.8 万 € で議決予算の 62 % にとどまった。事業数 12 に対して、6 事業で執行額ゼロである。うち、5 事業で予算計上されていた補助金・交付金が未交付となっている。未交付額は予算計上された補助金・交付金の 4 割に相当する⁽¹⁰⁾。

経常会計の財政移転の場合、そのほとんどが国の交付金や税収補填であったが、投資会計の移転総額を見ると、国の移転額は 37 % にとどまる。EU、州、県、町村組合等地方団体がそれぞれ 10 ~ 15 % の補助金を交付している。しかし、事業ごとにそれぞれの機関の補助率はさまざまであり、たとえば国の補助率を見ると、村営住宅建設に対する補助率 3 % から湿地保全のための家畜進入防止用の柵の設置の 55 % の幅がある。

2) ポワンソン-レ-グランセ (Poinson lès Grancey) 村 一同族色の強い村議会—

1999 年のポワンソン・レ・グランセ（以下ポワンソン村）人口は 62 人、90-99 年に出生数 6、死亡数 6 で自然増減はなく、社会的人口減が 23 であった。1881 年に 283 人で人口ピークを迎えた後、減少し続けている。1954-62 年のセンサスの間に人口 100 人を割った小さな村である（前掲図 20）。

村長の B 氏は 51 歳の農業者で兄弟 3 人の GAEC（ガエック：農業共同経営集団）により 340ha の畑作畜産複合経営を営む⁽¹¹⁾。ポワンソン村にはこのほか、120ha と 150ha の個人経営がある。表 3-9 はポワンソン村の村議会の構成である。同村の人口が 0 ~ 99 人であるから、議員数は 9 人である。このうち、元農業者を含めると 4 人が農業者であり、村長ほか 2 名の農業者は共同経営を営む村長自身の弟である。B 氏は 1989 年から村長職にあり現在 3 期めである⁽¹²⁾。

B 氏が村長になった経緯は次のようにあった。

「最初に村長になったのは 38 歳だった。村長になる以前も村議であったが、なるとは思わなかった。1989 年の村議選挙前に議員 2 名が死亡、また村長（1968-89 年在職）を含めて高齢のため数人の議員（B 氏の父親も含まれる）が引退した。選挙の後、村会議員で再選されたのは B 氏と現第 1 助役のみだった。2 人のうちどちらかが村長になるのが自然と見られ、村議を務めていた現第 1 助役に期待がかかった。しかし、書類の扱いには不慣れとの理由で固辞したため、B 氏が村長に。現第一助役も 1989 年より同職にある。」

庁舎での勤務は役場が開かれる毎週火曜日の 13:30 ~ 15:00 で、行政事務職員の勤務が終わる午後 6 時以降に書類等へのサインをする。しかし、B 氏によれば何かあれば、住民は村長宅に訪れたり電話があったり、対応しなければならない。村内で工事があれば、工事計画の打ち合わせや現場の立会いが必要であり、県建設局 (DDE) や警察 (Gendarmerie) など、行政府からの訪問があれば村長の立会いが常に求められる⁽¹³⁾。

対外的にはコミューン共同体の執行理事であり、後述の周辺3郡で組織されるラングル丘陵郡振興協会（ADECAPLAN）に理事として参加している。

村議会は法定で定められる4回/年に加えて、特別会として1～3回/年程度開催される。議会では村長および助役が作成する予算や税率の審議、決算の承認のほか、コミューンが参加する広域の事務組合等への対応について協議がもたれる。バル村と同様に、事務組合等への代表は村議が分担出席する。分担出席する事務組合等には、「ラングル地方電力町村組合」「オープリブ森林管理町村組合」「ビラール村小学校区会（Groupe scolaire de Villars）」「農村在宅サービス協会」「学校運営町村組合 Syndicat intercommunal à vocation scolaire」がある。学校運営町村組合は隣接するコートドール（Côte d'Or）県グランセ（Grancey le Chateau）郡を中心とした中学校の運営に関する事務組合で、ポワンソン村の中学校生徒が越境通学しているためである。

（4）広域行政団体としてのラングル丘陵郡振興協会

〔ADECAPLAN の形成〕

オープリブ郡の町村は、事務組合から今日のコミューン共同体に組織展開したキャトル・バレコミューン共同体に加えて、さらに広域のラングル丘陵郡振興協会（Association de Développement des Cantons du Plateau de Langres, 以下 ADECAPLAN）に参加する。この団体はオープリブ郡のほか、オートマルヌ県南西部のプロトワ（Prauthoy）、ロンジョ-ペルセ（Longeau-Percey）2郡にまたがる。コミューン共同体3団体といずれのコミューン共同体にも参加していないコミューン1団体で構成される。コミューン数は47コミューン、人口7,300人の領域となる。図21には ADECAPLAN と参加する地方団体との関係を示した。

キャトルバレコミューン共同体はオープリブ郡20町村と隣接するラングル郡に属する1コミューンから構成された。ADECAPLAN に参加するほかの2つのコミューン共同体の領域は若干複雑である。

プロトワ郡は21町村からなるが、このうち隣接するコミューン共同体に参加するコミューンが1団体、いずれのコミューン共同体にも参加しないコミューンが2団体あり、他方で隣接するロンジョ-ペルセ郡のコミューン1団体がプロトワ郡を中心としたコミューン共同体に参加している。不参加の団体があるため、コミューン共同体の領域に飛び地が発生している。

ロンジョ-ペルセ郡は24町村からなるが、郡筆頭地のロンジョ-ペルセ（人口669人）を核としたバンジアンヌ（Vingeanne）コミューン共同体と人口2,963人のコミューン、シャランドレ（Chalindrey）を核としたコミューン共同体が設立された。ADECAPLAN に参加しているのは郡西部のバンジアンヌコミューン共同体である。参加しないコミューンが3団体あり、うち1団体はコミューン共同体の中央に位置しているため、コミューン共同体の領域はドーナツ型である。

ADECAPLAN の前身は、1987年に地元の上院議員の提唱により、「県南西部における振

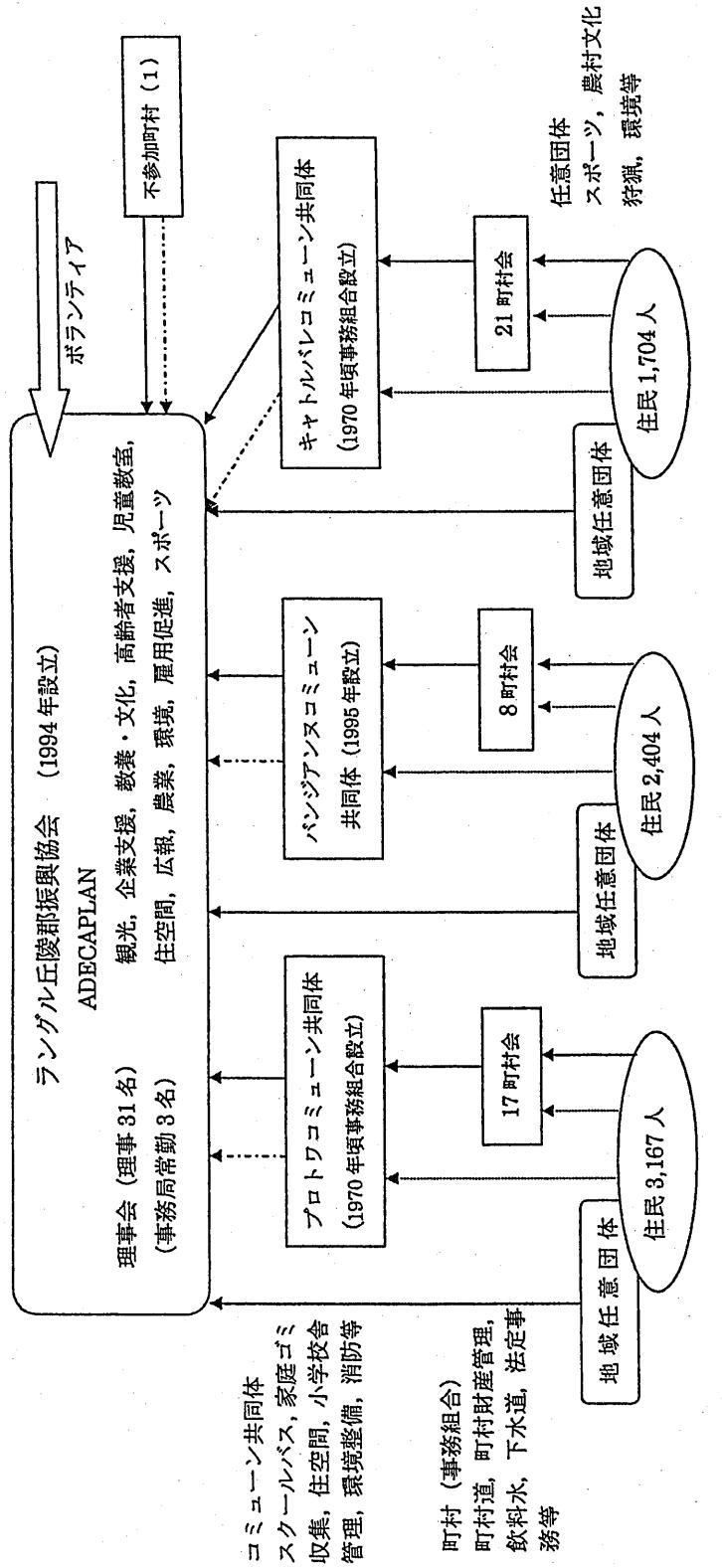


図 21 ラングル丘陵におけるコミューン共同体と広域の地域振興団体 ADECAPLAN

興の担い手が将来を考える場を提供すること」を目的に設立した任意団体であった。いわば、地域振興の有力者の意見交換、交流の場であったが、その構成は農業者が中心であった。1990年頃になると、活動は鈍り92年はいったんは活動を休止した。

ADECAPLAN が実質的に経済振興や計画行政に関わり始めるのは 1994 年である。活動の領域を現在のコムニーン共同体 3 団体の範域とし、「コムニーン協力団体が閉鎖的になるのを防止し、補助金をよりよく利用すること」を目指した。

コムニーン共同体と県議会議員の選挙区となる郡 (cantons カントン) は一致しているわけではない。しかし、コムニーン共同体 3 団体が糾合して ADECAPLAN が再生した背景には、3 郡からそれぞれ選出された県議会議員が地域振興について協力体制を構築することで一致し、リーダーシップがとられた。3 人の県議会議員は政治的な所属は異なっていたものの、3 人とも若手で幼少のころから知己であったという。

獲得すべき補助金には国や州の補助金のほか、EU 地域振興事業 LEADER II (1994 ~ 1999) があった。1994-99 5 カ年プログラムを策定しつつ、生活改善（賃貸住宅の供給、住宅の質の向上、サービス提供...）、観光振興、経済活動支援（経済の担い手の組織化支援、起業や事業展開に必要な能力開発支援）の分野の活動に着手した。

オープリブ郡におけるコムニーン共同体の形成が、人口減少にまつわる行政事務の合理化といった内部的な要因が強かったが、ADECAPLAN の活動再開の大きなきっかけは、外部の農村振興政策の活用をねらった点にあった。

コムニーン共同体の設立にあたって、必要とされる各コムニーンからの権限委譲は空間整備と経済振興について義務的となっている。しかし、町村道や上下水道などの維持管理について、権限の委譲の程度はそれぞれ異なっている。たとえば、すべての町村道の整備、維持管理について、権限を委譲したプロトワコムニーン共同体では、全町村税収入のうち、7 割がコムニーン共同体の財源となっているが、キャトルバレとヴァンジアンヌではその割合はそれぞれ 5 割と 3 割である。

[ADECAPLAN の組織と活動]

理事会 (Conseil d'administration) は各コムニーン共同体から町村議員 5 名、任意団体の代表や住民から 5 名、計 30 名の理事により構成され、理事会は理事のうちから理事長 1 名、副理事長 2 名、会計 1 名、書記 1 名を選出する。理事長は 3 つのコムニーン共同体からの輪番で 2 年任期である。副理事長は理事長を外れたコムニーン共同体から選ばれる。これまででは理事長、副理事長とともにコムニーン共同体の理事長が就任している。

理事 30 名は表 40 のように、活動領域ごとに担当が決められる。担当は各理事の関心分野あるいは得意分野に応じて割振られるようであるが、原則としてそれぞれのコムニーン共同体の理事から少なくとも 1 名が入るように配慮される。

住民からなる理事会のほかに、2001 年末の時点で、事務局長、狩猟・自然利活用担当、高齢者ネットワーク、事務員の 4 名が職員として勤務している。事務局長を含め 20 歳代から 30 歳代前半である。事務局の雇用は必ずしも安定していない。ADECAPLAN 自体、

表38 バルーデーティル村の2001年度投資会計

	予算	決算	(単位:€)
投資支出	108,768	67,668	
整備・開発費	105,163	65,716	
非特定事業歳出	1,296	656	
ソフトウェア購入	686	656	
消火器購入	610	0	
特定事業歳出	103,867	65,060	
林地標本区工事	6,174	6,174	うち 補助金・交付金
村林野工事(M)	1,361	0	EU(30), 国(25), 州(25), 町村組合(20)
湿地周囲の家畜用柵設置	6,738	6,738	町村組合(100)
村内整備工事	4,573	0	国(55), 流域管理局(45)
教会電気工事	3,323	3,291	0村(100)
集落外壁工事(Vmo)	5,412	0	町村組合(17), 村(83)
貯水槽工事(Vmr)	4,238	4,025	国(36), 州(35), 県(29)
カルヴェール修理(L)	5,793	4,859	976国(9), 県(16), 村(76)
村営住宅外壁修理(Ch)	3,384	0	(600)国(12), 村(88)
旧庁舎外壁修理(L)	12,684	0	(2,081)国(24), 州(19), 県(19), 村(39)
旧庁舎外壁修理(Vmr)	10,214	0	(4,768)州(17), 県(21), 村(62)
村営住宅建設(Ch)	39,972	39,972	(6,566)国(26), 州(17), 県(21), 村(36)
償還費	2,996	1,952	15,003国(3), 州(19), 県(15), 村(62)
負債償還	1,624	1,617	
保証金返還	1,372	335	
経常会計繰入	610	0	
上水道補助金経常繰入	610	0	
		計 29,441	
		(18,897)	

注:記号はVmo(ビルモロン), Vmr(ビルメルブリ), L(ラマルゲル), Ch(シャルメサン), M(ミュソー)である。

カルヴェールとはキリスト磔刑像で農村では村の入り口に立てられているのをよく目にできることがある。

資料:La commune de Vals des Tilles, Compte administrative.より。

※()は2001年度末に未交付となっている補助金・交付金

表39 ポワンソン-レ-グランセ村の村議会の構成

	年齢	性別	職業
①村長	51	男	農業者
②助役	63	男	農業退職者
③助役	47	男	農業者 ((①の弟))
④	53	女	保育補助, 商店販売
⑤	42	男	商店販売
⑥	58	男	運転手
⑦	45	男	農業者 ((①の弟))
⑧	63	男	型材所勤務
⑨	25	男	土木会社勤務

資料:筆者調査による。

表40 ADECAPLANの活動領域と担当理事

	コミューン共同体		
	プロトワ	バンジエンヌ	キャトル・バレ
保育相談	①	①	①
ORAC		●(バンジエンヌ・副理事長)	
高齢者ネットワーク	①	●	●
水資源利活用	①②●③④⑤	②	●
環境	⑤	①	①
ハイキング道	⑤●①	③④	②●
狩猟振興	●⑤①	③④	②③
観光泊施設		●(キャトル・バレ・理事長)	
オープリップ修道院整備		●(キャトル・バレ・理事長)	
企業誘致	①●	⑤●	②
地場産品の開発	①⑤	●	●③△
新住民の受け入れ	①	⑥⑦	④△△
広報		⑧⑦	
LEADER+			
担当理事数	6	9	7
のべ人数	20	15	15

表の見方: ●は理事長, もしくは副理事長。①, ②…は特定の理事を示す。

資料:2002年ADECAPLAN総会資料より。

必ずしも組織の永続性が保障されているわけではないし、求められる行政サービスが ADECAPLAN 以外の組織に移管される場合もある。雇用されるのは ADECAPLAN の特定の活動領域や農村振興に関する教育を受けた若手の専門家が契約雇用されることになる。後述するように ADECAPLAN よりさらに広域の組織を立ち上げる準備もされており、新しい契約雇用のポストに転籍した元職員がすでに数人いる。周辺地域の同様の地域振興団体でも、契約雇用により若手職員を採用しており、流動性はきわめて高いようだ。

ADECAPLAN の活動には、コムューンやコムューン共同体が事業主体となる県、州、国、EU といった上位の団体の補助事業について、申請事務等を媒介する間接的な活動と、観光や環境保全などの分野における直営事業がある。

補助事業等の申請代行は主として、州による農村施設整備と町村営住宅整備のプログラムの事業申請である。これは 2001 年の実績を見ると、農村施設整備では、マルチメディアホールの建設 (122,900 €, 投資総額、以下同様), 多目的ホールの拡張 (34,450 €), 教会改修 (8,605 €), 水汲み場 (fontaine) の改修 (14,930 €), 町村庁舎の改修 (21,570 €), 体育館の改修 (18,000 €), 小学校舎の改修 (8120 €) など、総公共事業費 406,900 €, 16 事業、受益団体 10 団体である。州の補助率は一律 24 % で、州補助金総額は 96,100 € である。16 事業のうち 6 事業について、プロトワコムューン共同体が受益団体となっているほかは、コムューンが受益団体である。これは、プロトワコムューン共同体ではコムューンの施設管理について、コムューン共同体に権限が委譲されたためである。

町村住宅整備では、14 戸について改修等の公共事業が行われた。総事業費は 518,800 € で 11 % が州からの補助金である。事業費は 7,900 € から 97,900 € の改修工事で、一定事業費以下の場合に 20 % の補助率で、それ以上で補助率は低下する仕組みのようである。なお、これらは州の整備プログラムの一環であり、それぞれの事業には州の補助金のほか、国の交付金もしくは補助金、県の補助金等も合わせて獲得して実現するのが一般的である⁽¹⁴⁾。

ADECAPLAN の主な直営事業には次のような活動がある。

ア) 居住空間改善計画事業 OPAH (Opération Programmée d'Amélioration de l'Habitat)

国と住宅整備公法人 (Agence Nationale d'Amélioration de l'Habitat) の補助事業で、事業区域を定めた上で、老朽住宅の修繕と住環境整備に関する助成が行われる。1996 年から予備的調査を開始、ニーズの掘り起こしやアンケートによるニーズの評価の後、事業量を確定した。事業の実施は 1997 年から 3 カ年である。助成対象は所有家屋の住空間の改善工事 (暖房、サニタリー、断熱など)、空家の賃貸住宅への改造である。

所有家屋の住空間の修繕工事について、助成件数 104 件、24 万 € の補助金支出、空家の賃貸住宅への改造について、70 戸の賃貸住宅を創出することを目標として設定し、98 年末時点で 33 件、46 万 € の補助金を支出した (いずれも 98 年末時点)。賃貸住宅整備のうち、町村営住宅 16 棟、総工事費 61 万 € が含まれる。

イ) 農村の高齢者支援対策

ADECAPLAN による高齢者支援は 1993 年に ADECAPLAN の区域に高齢者支援委員会を設け、高齢者に対する支援のあり方について検討を開始したことに始まる。老齢学の専門家による調査の後、食事の宅配が実現した。また、2000 年には若年者雇用制度により職員 1 名を雇用し、「高齢者ネットワーク」を立ち上げた。高齢者に対する相談窓口であり、医療機関やボランティア団体、行政、高齢者の集まりなどの連携の結節点の役割を果たし、状況に応じて医療と介護や支援の調整を行う。

雇用された職員はアルツハイマー病や特殊な介護手法に関する研修を受けるほか、大学の老齢学講座研修を受講する。

ADECAPLAN の区域にはロンジョ郡を区域として、高齢者、障害者に対して、在宅の物的、精神的援助を行う県高齢者援助協会（Association Départementale d'Aide aux Personnes Agées）とプロトワ郡とオーブリブ郡を活動範囲とする高齢者の在宅支援に関する任意団体、農村在宅援助協会（Aide à Domicile en Milieu Rural）がある。

ウ) 水門監視舎 (maison éclusières) の修繕と観光利用

水門の自動化により監視舎の解体案が出たことを期に、修復して観光利用することが検討された。釣り客利用施設のほか、地域産物試食・試飲施設、文化・社会施設等に改造して、収益を上げつつある。家屋の管理は ADECAPLAN の観光担当の職員が行う。貸し別荘として利用している家屋は 2 棟あり、2001 年にそれぞれ 20 週、24 週貸し出された。集客の委託とともに、利益もしくは赤字を折半する契約を旅行会社と結んでいる。2001 年には 930 € の黒字となった。

エ) 商工業再編事業 ORAC (Opération de Restructuration de l'Artisanat et du Commerce) の導入

ORAC は施設の整備や移動販売用車両の購入・整備等の投資に対して、補助率 20 ~ 30 % となる国の補助事業である。この事業では技能習得研修にかかる助成や協同組合の設立、商標や産地の確立にかかる助成が可能である。ADECAPLAN が事業主体となり、隣接するコムюーン共同体 2 団体を含めて事業区域とし、1999-2000 年の 2 カ年で実施された。対象となるのは、被雇用者 16 人未満の 340 企業である。その実績は、事業数 65、総投資額 220 万 €、補助金総額 33.8 万 € であった。

オ) 企業定着を図る中継事業 (Opération Relais) の実施

新規雇用が生まれることを要件として、地方団体が事業に参加する場合に限り、拡張計画の投資の 40 % の補助 (EU, 国, 州, 県) が受けられる。ADECAPLAN では運送業 2 社に対する支援を行った。補助残の 60 % 相当について、コムюーン共同体が借入を行い事業施設に投資し、10 年の貸与の後に企業側へ譲渡する仕組みである。賃料は借入金の返還額と同額で、追加的な税負担も生じない。企業倒産のリスクを公共団体が追う制度

である。現段階では特段の問題は生じていない。地方団体からすると雇用創出に対する対価になる。

なお、廃業したカフェレストランの譲渡の仲介も行われた。コミューンがパリ地方の一家の定着を目的として物件を購入し、10年後の貸与の後、上と同じ仕組みで物件の再譲渡が予定されている。

力) 「環境保全部隊 (Brigades vertes, Le chantier Ecole)」と失業者雇用

連帯雇用契約 (Contrat Emploi Solidarité : CES) の申請資格のある人（長期失業者、若年無職・失業者、高齢失業者など）を対象に採用し、コミューンなどの必要に応じて、1) ハイキング道の維持管理、2) 伐採作業、草刈、枝下ろし作業、植付け作業、3) 河川とその周辺の清掃、4) コミューン内施設の様々な維持修繕作業、5) 緑地の維持管理、を実施する。雇用期間は3～12ヶ月（特例的に36ヶ月）である。CESは週20時間労働のパートタイムで、設立以降、40人を雇用した実績がある（8割は男性、2/3が26歳以上）。定員は32名である。

キ) 農村公社の有機農産物の生産販売

有機農園ジャルダンビオ (Jardin BIO) は廃線となった旧鉄道駅舎を本拠とし、現在1haの畠地と720m²のハウスと果樹園からなる。路地野菜には4名が従事、うちCESによる雇用が3名、定着促進連帯雇用契約 (contrat emploi solidarité consolidé : CESより長期の雇用が可能) で1名を雇用する。

有機農園設立の目的として、①生き生きとした (conviviale) 生産者グループを発足すること、②困窮者の社会復帰を促進し、職業の能力を高めること、③被雇用者が自立した予算運営により管理業務を体得し、求職を容易にするよう援助すること、④環境保全に寄与すること、⑤「有機農業」認定の野菜を生産すること、⑥自然の生産物の本来の味を再発見すること、を掲げている。設備投資として、トラクター、散布機、プラウ・カルチベータ付き耕耘機が購入された⁽¹⁵⁾。

〔ADECAPLANの財政〕

コミューン共同体が独自に税源をもっていたのに対して、ADECAPLANの財源はコミューン共同体3団体が拠出する住民1人あたりの分担金と種々の補助金である。会計は一般会計と観光施設の利活用による収益部門の会計に分かれている。ADECAPLANは1901年法が定める非営利団体であるが、2000年に税務当局により観光施設の利活用に関する活動が営利活動とみなされ会計の分離を指示された経緯がある。

一般会計の支出の方から見ていく（表4-1）。2001年会計年度（1～12月）をみると、総支出14.6万€のうち77%が人件費である。事務・運営費をみても事務所の維持管理に関する経費や職員の諸活動に関する経費が大半である。

ADECAPLANの収入は事業収入と補助金、その他経常収入として主としてコミューン

表41 ADECAPLANの収入と支出

	2000	2001
運営収入計	216,247	150,678
事業収入	2,378	8,486
運営補助金	167,701	99,787
一般運営補助金	78,433	
ADECAPLAN運営補助金	535	126
県南狩猟団体補助金	24,622	8,608
高齢者ネット補助金	11,434	28,031
研修費補助金		464
雇用奨励補助金	9,445	8,242
若年者雇用補助金(CNASEA)	23,508	49,559
若年者雇用補助金(県)	3,259	4,756
ORAC運営費補助金	16,466	
その他経常収入	46,167	42,405
コミュニケーション分担金	43,796	37,768
その他負担金	2,371	4,638

資料:ADECAPLAN2002年総会資料。

	(単位:€)	
	2000	2001
運営費用計	224,372	146,526
営業費		2,615
狩猟区利用料		2,615
事務・運営費	56,685	30,559
水道・電気	46	401
燃料費	881	921
修繕管理物品	36	13
備品費	3,717	2,358
不動産リース料	2,570	4,868
設備/機器維持管理費	1,011	591
保険料	764	1,294
図書購入費	89	287
役務委託費	1,703	-339
諸謝金	3,211	
広報費	10,500	5,273
各種参加費	8,675	4,157
出張費	12,981	4,739
応接費	1,981	747
通信費	8,124	4,998
銀行手数料	59	52
入会金	335	46
租税公課等	4,600	412
給与税	3,867	0
研修費	645	412
その他税金	88	
人件費	161,255	113,269
職員給与	119,932	86,079
職員社会保障費	41,323	27,190
減価償却費	1,833	4,245

からの分担金で成り立っている。2001年の収入の構成を見ると、まず、収入の2/3がさまざまな補助金からなることである。このうち、63%がADECAPLANの雇用に対する補助金である。これらは通常、人件費の8割相当であり「補助残」は運営全般に関する補助金や自主財源を当てることになる。この自主財源、すなわち構成するコミューンからの分担金は経常収入の25%を占める。各コミューンの負担の配分は2001年度の場合、人口1人当たり一律に約27フラン/人であった。

ADECAPLANの事業部門は上述の水門監視舎を整備し、貸し別荘や地域産品の試食・販売所として利活用する事業である（表42）。なお、一般会計に残った事業とは、コミューンが所有する狩猟域の有効活用として、ADECAPLANが市場開拓や料金徴収のほか、小動物の繁殖増進と狩場の育成を目的とした小設備投資である。

ADECAPLANの活動の目的は事業やサービスを運営することではない。企画立案し協議を重ねた上、補助金の取得の可能性を探り、実現可能性を精査した上で実施に移すことにある。しかし、事業やサービス供給が組織化され、その継続性もしくは採算性が確保されると、ADECAPLANは直接的な介入から撤退するところに大きな特徴がある。たとえば、一般会計に残して実施されている狩猟客の開拓と狩場の育成については、県南狩猟者協会（Groupement d'Intérêt Cynégétique Sud Haute-Marne）⁽¹⁶⁾に事業を移管する予定であるし、水門監視舎を改修した貸し別荘についても ADECAPLANは經營から完全に撤退する見込みが立っている。そのほかに、高齢者ネットワークも、地域のボランティア団体が運営を担う予定である。

ADECAPLANは地域振興活動の「インキュベータ（仏語の同義の表現では「pépinière苗床」）」の機能を担ったといえよう。

〔「上からの」農村振興の誘因〕

ADECAPLANは1996年12月にEUの地域振興プログラムの1つであるLEADER II⁽¹⁷⁾の地域振興団体として承認され、1997-99年の3カ年振興事業計画を実施した。州内で最初のLEADER II認証団体である。

LEADER IIとは、EUの地域政策の目標1地域（発展の遅れた地域）と目標5b地域（農村地域）に指定された地域が対象となる。LEADERはEUの地域政策の枠組みの中では、EU委員会に大きな裁量が残されたプログラムである⁽¹⁸⁾。その主旨は地域レベルにおける農村振興の新たな試みや手法の取り組みを奨励し、その成果に関する知見やノウハウを普及することにある⁽¹⁹⁾。

フランスではEUの地域政策の実施プログラムを州のレベルで作成するが、このLEADERはよりローカルなレベルの農村地域振興計画をEUが直接、承認する制度である⁽²⁰⁾。5,000～100,000人程度の地域において、新たな振興の戦略と事業を立案し、実施することを目的とし、公共セクターと民間が一体となる組織体を地域振興団体（Groupement d'Action Locale）としてEUが承認した団体が事業主体となる。地域の特性を踏まえた振興計画を作成すれば、地方公共団体をはじめ、公共的な性格を持つ各種会議所や協同組合、

表42 ADECAPLANの事業部門(水門監視舎の利活用と地域產品販売)の収入と支出

(単位:€)

	2000	2001		2000	2001
運営収入計	39,202	16,263	運営費用計	40,670	10,830
事業収入	38,267	15,368	原材料費	21,433	4,657
商品販売	31,125	5,981	事務・運営費	7,197	4,407
観光施設(水門監視舎)	7,142	9,387	水道・電気	808	840
運営補助金	651	819	小設備費	124	
一般運営補助金	651	819	修繕管理物品	176	161
その他経常収入	284	76	備品費	202	0
住宅現物供与	284		不動産リース料	422	321
その他		76	施設管理費	1,555	2,505
資料:ADECAPLAN2002年総会資料。			保険料	506	285
			役務費	56	191
			販売手数料	182	
			広報費	460	24
			出張費	1,193	75
			応接費	98	
			郵送費	1,389	
			銀行手数料	26	3
			租税公課等	24	3
			研修費		3
			その他税	24	
			人件費	12,016	1,764
			職員給与	9,082	1,047
			職員社会保障費	2,934	717
			減価償却費	6,799	8,075

企業集団、町村組合や非営利団体など、さまざまな形態の団体が、LEADER II の事業主体になれる⁽²¹⁾。

同期間における EU、国、地方団体からの総供与枠は 100 万 € である。総事業費 133 万 € の 78 % が公的部門の補助金である。

LEADER II の申請に先立って、数カ年の地域振興計画を立案する必要がある。また、計画には国や州などの地方団体が振興計画の実現のために財政供与をしなければならない。表 4 3 は、ADECAPLAN が事業主体となった LEADER II の事業項目と EU をはじめとした公共部門の拠出額の内訳である。EU の拠出は公的部門の拠出全体の 32 % である。EU の負担割合が高いのは「担い手育成」と「職員研修」の 50 %、「住民交流、地域アイデンティティの向上」の 37 % など、いわゆるソフト事業である。国、州、県、その他公共団体（コミューンやコミューン共同体等）の負担割合は、24 %、24 %、11 %、8 % である。

（5）オートマルヌ県南部における「ペイ」の設立 一農村振興の広域化—

ラングル丘陵の農村振興と地方制度の関係を解いていくために、基礎的自治体であるコミューン、コミューンの連合体としてのコミューン共同体、より広域的な地域振興団体である ADECAPLAN の組織と機能をみてきた。「ペイ」は ADECAPLAN を含むオートマルヌ県南の地域振興団体 3 団体の範域で形成されようとしている。人口 9,586 人（1999 年人口センサス）のラングル（Langres）市を中心としたコミューン 161 団体、人口約 4.7 万人のエリアである（図 2 2）。

持続的国土整備・振興法（1999 年 6 月 25 日法）の制定を受けて、1999 年 10 月、ラングル地方ペイ設立準備協会（APPL : Association de Préfiguration du Pays de Langres、以下 APPL）が設立された⁽²²⁾。その目的は地域振興のマスタープランである「振興憲章（charte de pays）」を樹立し、それをもとに国や州などと振興事業を実現するための財源提供の「契約」を行うことにある。また、EU の地域政策の一環で、LEADER II の後継となる LEADER+ の助成申請を行い、財政的支援を仰ぐこともねらっている⁽²³⁾。振興政策の目標として掲げられるのは、「経済基盤を強化し、新住民を招き入れることで人口の減少をくいとめる」ことである。

APPL の範域はオートマルヌ県南部に広がり、シャンパーニュ・アルデンヌ州の南端に位置する。南はブルゴーニュ州コートドール県、南東部はフランシュ・コンテ（Franche-Comté）州オートソーヌ（Haute-Saône）県、北東部はロレーヌ（Lorraine）州ボージュ（Vosges）県に接しており、それぞれの経済文化圏の境目にある。面積は 2,154km² でほぼ東京都（2,187km²）の面積に等しく、西端に位置するオーブリブ郡から東端のブルボンヌ（Bourbonne-Les-Bains）郡まで直線距離で 75km ほどになる。人口密度は 22 人/km² に過ぎない。

4 州 4 県の結節点にあり面積も大きいことから、東部と西部の交流は薄く、APPL の範域には必ずしも地域文化的な一体性が認められるわけではない。APPL の範域を結びつけ

表43 ADECAPLANにおけるLEADER IIの事業項目と財源分担

項目	事業	総事業費	公共財源					民間	
			計	EU	計	国	州		
1. 生活環境の改善									
(1)耐久住宅の修繕、アクセ	賃貸住宅の供給促進	18,267	15,702	4,573	11,129	3,644	3,598	2,744	1,143
(2)住民サービスの向上	住民サービス向上	98,732	93,555	29,494	64,061	26,248	1,524	5,023	31,265
	地域商店によるニーズの把握	12,958	12,958	3,201	9,757	3,201	2,592	3,964	5,177
	(3)住環境インフラの整備	45,596	45,596	13,562	32,033	10,610	9,119	6,525	5,779
	(4)住民交流の促進	482,458	237,369	87,279	150,090	39,206	110,884		245,089
	(5)振興の担い手の育成	14,940	12,794	6,397	6,397			6,397	2,146
2. 観光振興									
(1)地域資産の利活用	戦略の決定と実施	35,521	35,521	8,792	26,729	4,086	7,464	4,021	11,159
(2)集客の促進	サービス施設の活性化と観光商品の振興	22,867	2,287	6,860	16,007	4,573	4,573	2,287	4,573
	情報普及と関心の惹起	11,531	6,885	3,506	3,378	2,378	238	762	4,646
3. 経済活動支援									
(1)商工業の振興	企業の定着促進	51,550	44,621	6,026	38,595	37,655		940	6,929
	企業誘致地区の利活用	15,275	13,748	4,812	8,936		5,351	3,585	1,528
	農業経営者組織の維持	27,578	2,482	3,477	21,343	21,343			2,758
	農村公社の設立	29,469	20,627	6,566	14,061	5,894	8,167		8,842
4. 事務経費									
	事務費	450,944	446,825	148,866	297,959	82,957	88,445	81,585	10,671
	職員研修費	11,434	10,290	5,145	5,145	5,145			4,119
		1,329,121	1,001,260	338,559	705,619	244,562	235,928	115,114	75,714
									284,942

資料:DDAF de Haute-Marne, 1999.

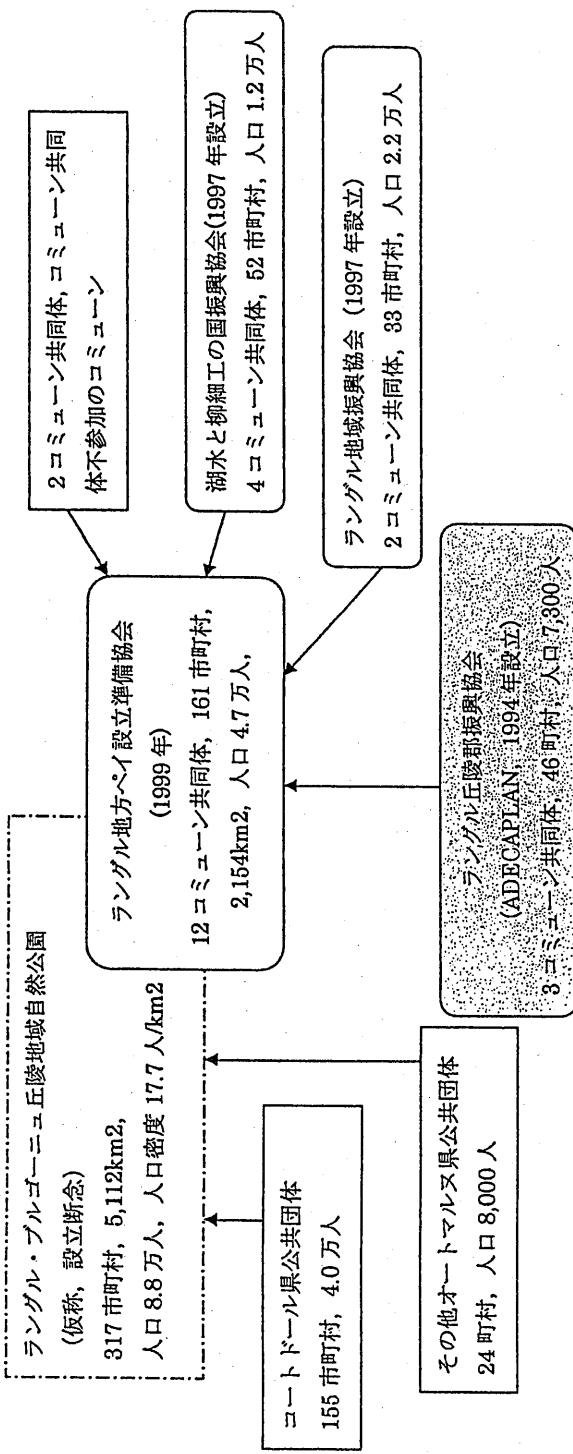


図 22 広域の地域振興団体「ペイ」の設立構想

るのは、人口1万人弱の地方都市ラングル市の社会経済的な影響範囲であるという理由による。ラングル市にはAPPLの範域において唯一、大規模小売店舗、映画館、病院、普通高校、税務署があり、司教区の中心地としてカテドラル（大聖堂）を備える。また、経済的にはAPPL地域の雇用の43%をラングル市が提供している。APPL地域では、就業人口の65%が居住する郡内で就業し、県外へ通勤する住民は8%に過ぎない。県外からAPPL地域に通勤するのは就業者全体の6.5%である。このようにAPPL内の地域はそれぞれが社会経済的にラングル市の影響下にあるという点で、つながりを保っているといえる。

APPL内の地域では地域振興に関するもっとも活発な組織であるADECAPLANにとって「ペイ」の範域はどういう意味を持つか。ADECAPLANでは経済基盤の強化の一環として、狩猟客の呼び込みや使用されなくなった公共の建物を活用して観光振興に直接介入し、一定の成功を収めてきた。そして採算が見込める事業は他の団体に移管したり民営化して、ADECAPLANは事業から徐々に手を引く。このように地域資源の利活用について掘り起こしに成功したものの、ADECAPLANもしくはオーブリブ郡といった郡単位で観光地としての知名度を上げることは非常に困難である。社会経済的にADECAPLANの地域一帯はラングル市に依存しているとともに、観光資源でもラングル市の知名度を活用せざるを得ない⁽²⁴⁾。住宅整備や文化活動の振興などは、ADECAPLANの範域で完結的であるため、補助金の給付を受けながら種々の事業を展開した。しかし、農村部の観光資源の利活用にはラングル市を拠点とした総合的な観光振興の中に、ADECAPLANに属する地域が位置づけられる必要があった。

APPLを組織するのは、コミューン共同体等のコミューン連合団体や連合団体に参加していないコミューンといった公共団体と、APPLに参加するコミューン連合団体に属するすべてのコミューンの町村長、企画立案を担う地域振興評議会に参加する法人、当該地域選出の県議、州議長が指名する州議3名、さらに当該行政庁（州知事、県知事、州議會議長、県議會議長）⁽²⁵⁾の代表である。初代理事長にはオーブリブ郡選出の県議が就任した。同県議はADECAPLAN立ち上げの際の中心人物であり、ADECAPLANの初代理事長も務めた。

APPLには理事会（Conseil d'administration）と執行部（Bureau）がある（図23）。理事会は52名の地方議員と12名の地域振興評議会の理事会メンバーで構成される。執行部は12名の地方議員と6名の地域振興評議会の執行部メンバー、理事会が指名する者5名である。

APPLと併置され、実質的な企画立案を行い、APPL理事会に具体的な提案を行うのが地域振興評議会（Conseil de Développement Local）である。地方議員のほか、非営利団体、民間企業、会議所、職能団体など地域振興問題の利害関係者などで構成される。地域振興評議会には設立当初「経済振興」「観光」「文化活動」の作業部会が設置され、3人のAPPLのスタッフがそれぞれの作業部会の事務局を担当した。その後、「就業促進・職業訓練」「環境」「生活環境」の作業部会が相次いで設置された。「経済振興」には「イ

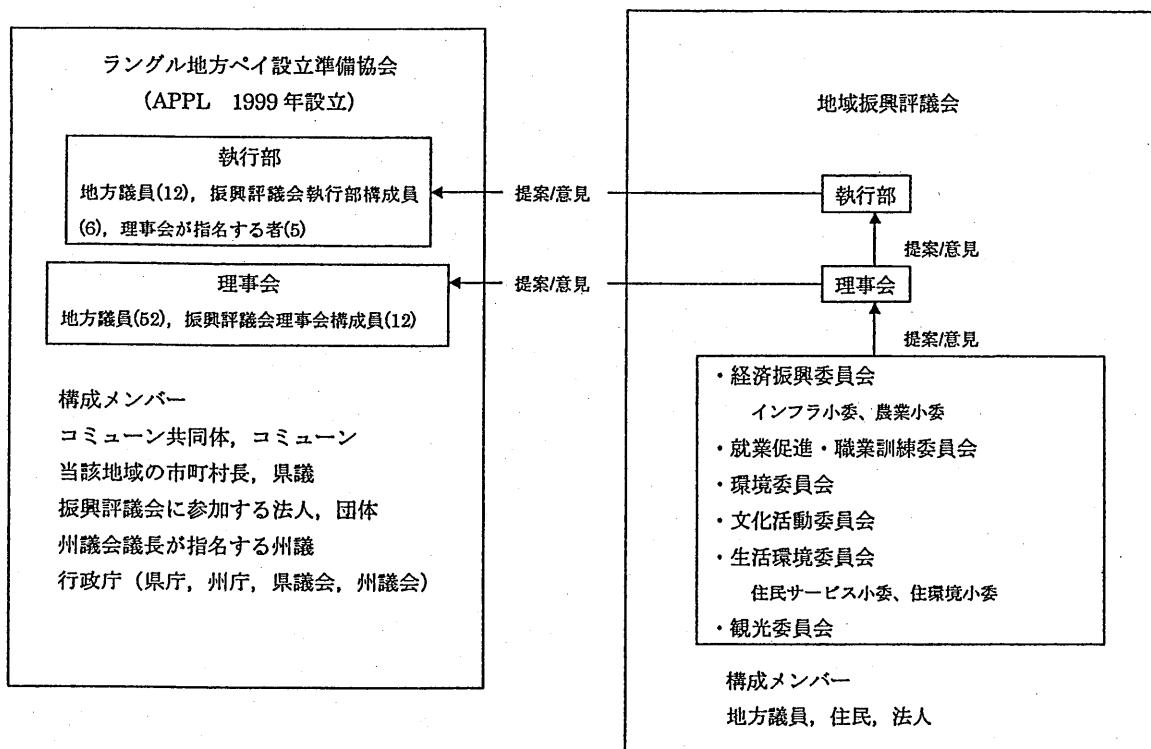


図 23 ペイ設立準備組織の構造

ンフラ」と「農業」の小委員会が、生活環境には「住民サービス」と「住空間」の小委員会がある。2001年末には「経済振興/就業促進・職業訓練」「観光/文化活動」「環境/生活環境」に統合し、作業3部会体制となった。

APPL の専属スタッフは事務局長ほか3名である(2001年11月)。事務局長のCさん(女性)はローヌ・アルプ州議会事務局、ローヌ・アルプ州庁、ブルゴーニュ州地域振興総局(SGAR)の契約職員を経て、2000年7月よりラングル地域振興協会(Association de Developpement de la Region Langroise)のスタッフに採用された。この振興協会はラングル市を中心としたLEADER II承認団体で、APPLの地域に含まれる。01年1月APPLのスタッフに移籍し、同年9月よりAPPL事務局長を勤める。APPLの事務局はADECAPLANなど振興協会のスタッフを1名ずつ移籍させて設置された。スタッフの年齢はいずれも20歳代から30歳代前半である。APPL自体、正式に「ペイ」が承認され、公益団体を設立した時点で解散する。新たに設立される組織に再雇用される可能性があるとはいえ、事務を担うスタッフが安定した雇用を得ているとはいえない。

APPLの活動費は参加するコミューン共同体および単独参加のコミューンから徴収する分担金と国、州、県からの補助金を当てる。分担金は住民1人当たり11フランで活動費全体の2割を賄う。2000年度の補助金の内訳は、国50%、州40%、県10%であった。APPLは事業を行う組織ではないため、総額100万フラン程度の収入は、スタッフの人工費と若干の事務・備品費などに費やされる。

(6) 州立自然公園の設立構想 一もうひとつの広域振興圏一

1999年持続的国土整備・振興法を受けて、オートマルヌ県南において「ペイ」の設立を目指した動きが始まるが、これに先立つ1993年にオートマルヌ県南だけでなく、隣接するコートドール県北部のシャティヨネ地方と合わせて、州立自然公園(Parc Naturel Regional)の設立構想が動き出した。ブルゴーニュ、シャンパーニュ-アルデンヌ2州にまたがる自然公園構想である。その範囲は19郡、317市町村、5,112km²、人口87,884人(1999年)におよぶ(前掲図22)。これはほぼ千葉県(5,156km²)の面積に匹敵する。

州立自然公園は、①自然資源、文化遺産の保全と活用、②地域住民が定住できるような経済的、社会的活動の発展、③観光施設の整備、④自然資源や文化歴史資産の保全管理と地域の発展との調和を目的として1967年に制度化された。州立自然公園に指定される面積は、数千haから数十万haである。市町村のほか、県や州といった関連する地方団体は多岐多数におよぶ。2002年現在で全国に40カ所の設置がある。州をまたがる自然公園はまだ設立されていないが、手続きの煩雑さは増すものの制度上は行政区画が制約になることはない。

州立自然公園では関連する地方団体が環境保護や保全と地域の経済振興について、10年を期間として達成目標、事業の実施指針、事業計画など盛り込んだ「設立憲章：Charte constitutive」を作成し、常設の事務局が置かれる。州、県、参加市町村や市町村団体による行政法人が設置され、参加市町村等の分担金と環境省をはじめとした中央省庁や州、県

などの補助金のほか、EU の地域政策にかかる補助金や国・州計画契約に見られるような「契約」を行政庁と結ぶことにより運営される仕組みである。

設置構想の発端は、オートマルヌ県の経済振興に関する企業の提案や構想について商工会議所がまとめた「経済白書」(1993 年刊) に由来する。そこには、自然公園を設立することで全国的な知名度を高め、地域資源の利活用を進め地域振興の起爆剤とする構想があった。自然公園の名がふられるものの「ペイ」設立の目的と大差はない。むしろ、経済界が構想を主導した。1993 年中に設置の実現性に関する調査が行われ、州をまたぐ 125 市町村の範囲が提案された。翌年には、オートマルヌ県東部を構想対象地域に加え、地方議員、非営利団体代表、中央省庁の地方部局などで構成される検討委員会が設置された⁽²⁶⁾。ここで自然公園の範域、運営方法等に関する協議が開始された。

設立憲章の企画立案に向けて本格的に組織化されるのは、オートマルヌ県の地方議員を中心に 1996 年 10 月に自然公園設立構想を進める運営委員会 (Comité de pilotage) が設立されてからである。運営委員会には県議や市町村議、商工会議所理事長、ラングル観光局長、自営職会議所 (Chambre de métiers) 理事長、非営利団体の理事長など総勢 30 名、いわば地域の社会経済界の代表が名を連ねている。また、合わせて、地域の実態把握を行う 7 つの作業委員会が設置された。両委員会には 107 名が参加している。

作業委員会には地方議員をはじめ、農業者、大学人、小学校教諭、県建設局職員、県農業局職員、町村組合理事長、商工会議所職員、森林管理局職員など、各分野の専門家や地域振興の担当者など、非常に多岐にわたる (表 4 4)。各委員会の委員長をみると、「農林業」には農業会議所理事長、「広報」には商工会議所理事長、「経済振興」にはラングル郡選出の県議、「環境」にはオープリブ小学校教諭でオートマルヌ県自然科学・考古学会長、「施設整備、建築資産、都市計画」には伝統住宅協会理事長、「調査・研修」にはかつて EU 委員会の林野局長を務め、退職後に帰郷した地域経済振興団体理事長、「観光、スポーツ、余暇、文化活動」にはラングル観光事務所長が就いた。それぞれの委員会には 15 ~ 16 名の委員が参加し、過半の委員会の事務局を商工会議所の職員が務めた。

ここまで経緯を見ると、オートマルヌ県商工会議所を上げての構想推進に、県内の地方議員を中心とした有力者が賛同し、農業、商工観光、環境保全、スポーツ文化の分野の利害関係者や有識者を結集することにほぼ成功したようだ。1997 年 6 月に完成した作業委員会報告書は、各分野についてオートマルヌ県内の当該地域の実態をまとめた文書で、いわば地域経済の状況と地域資源の賦存に関する自己診断、自己評価といったところである。オートマルヌ県南部のように人口密度が低く、広大な森林面積を有する地域では、農村経済の振興と環境保全があからさまに対立することはなさそうだ。

行政区域は 2 つの州にまたがることになるが、地理的には「ラングル丘陵 (Plateau de Langres)」として呼称される地域である。DATAR (国土整備地域振興庁) によるフランス全郡の類型化では、「人口減少と高齢化が加速した農業色の強い一帯であり危機的な農村郡」として位置づけられた一帯である。これまでに設立された州立自然公園をみると、多くが県境周辺に立地したり、複数の県を跨いで設立される例もめずらしくない。

このようにオートマルヌ県側で設立構想の機運が高まっていった。作業委員会報告書が完成すると、より政治的な調整の段階に入いった。1 つはコートドール県側の地方議員を中心とした当該地域の有力者との調整であり、2 つは州立自然公園の設立に必要な当該地

表44 州立自然公園設立構想の検討委員会の構成

委員長 事務局 委員	農林業委員会	広報委員会	経済委員会	環境委員会
	農業会議所理事長 県農業経営・構造改善センター指導員	商工会議所広報部部長	県議会議員(ラルフ・アマンヌ)	県自然科学・考古学会会長 商工会議所参事
農業者 Essy-les-Ponts村長代理	農業会議所副議長(Laferte Amance郡) 県議会議員(ラングル郡)	商工企画所経済振興部部長 Prauthoy町助役	県議会議員(ラングル郡) 商工企画所経済振興部部長 Longeau町長	県自然保護団体 Nogent町長 州議
農業者 Chalancy村長 莺林センター(D)	機械製造業 経済振興非營利団体 高級家具師	機械製造業 経済振興非營利団体 高級家具師	機械製造業 経済振興非營利団体 高級家具師	県都市計画環境審査会事務局 ラングル森林管理局 環境保護団体 地理学・地質学者
農業業 Chalancy村長 莺林センター(D)	県内地方新聞社 ラングル森林管理局 ショモン森林野所有者センター	県内地方新記者 ラングルラジオ 副知事(ラングル行政郡)	県議 Rochetaillée村長 自営農会議所 住民 保険業 県議 Rochetaillée村長 自営農会議所 住民 保険業 有限会社経営 チーズ製造 県議	農業会議所 州ナショナルトラスト 大手化学会社(D)
農業会議所 森林管理町村組合 (Val de Meuse) 森林管理町村組合 (Auberive) 県農業経営・構造改善センター(D) 県農林部(D)	地政経済振興団体理事長 伝統住宅協会理事長 国会議員 県農業経営・構造改善センター(D)	Arc-en-Barrois村長 木材利用団体 林業経営者 ADECAPLAN農業委員会委員長		
委員長 事務局 委員	施設整備、建築資産、都市計画委員会	研修・調査委員会	観光スポーツ・余暇・文化活動委員会	作業委員会には属さない運営委員
	伝統住宅協会理事長 商工会議所整備課課長 生民	地政経済振興団体理事長 経営専門学校(D) 森林局 県議(Anc en Barrois郡) 県議(Protroy郡) ラングル市長 自営職会議所理事長 県建設局都市計画住宅課長 ADDAR 県議会事務局 建築・都市計画コンサルタント 県議会事務局建築課長 県農業経営・構造改善センター(D) 県教育視察官 地域文化振興団体 農民文化団体	ラングル銀光事務所長 商工企画所觀光担当 ラングル觀光事務所(D) ブルボン・ヌ觀光事務所(D) 県觀光委員会委員長 県觀光委員会事務局(D) フェラコ・ルナル觀光事務所長 ラングリ地方湖水整備組合(D) 県スポーツ委員会委員長 商工会議所副理事長 県農村文化振興協会事務局(D) ラングル市文化振興課 県青年スポーツ局(D) 県LEADER推進事務局 県都市計画環境審査会事務局 ADECAPLAN理事長	非宗教作品連合会理事長 県建設協会事務長 国会議員・ショモン(県行所在地)市長 Chateauneuf-en-Montagne村長 Cusey村長 生民 県農村会館連合会理事長 Buxieres村親睦会長

注: 委員の所属もしくは肩書きを示したものである。太字は運営委員を兼ねる。委員は氏名(略)をアルファベット順に並べたもの。
 なお、下線は女性、(D)はDirecteurの肩書きを持つ委員である。Presidentは「理事長」もしくは「所長」とした。
 資料: Rapport d'étape Synthèse des rapports des commissions.1997より。

域内の市町村の議決を得るための調整である。

州立自然公園の設置のためには最終的な両州議会による設置憲章の議決と国の承認が必要となるが、これに先立って、設置構想調査 (*mise à l'étude du projet*) の実施について当該地方団体、州や県のほか、当該地域に含まれる市町村やコミューン共同体や市町村振興組合の意見を集約する必要がある。この意見集約のためには、市町村長をはじめ、市町村議員を中心に、設立構想の趣旨や利点を説く必要がある。これにはコミューン共同体や市町村が作る振興団体の総会などが利用されたようだ。

州や県の調査実施の議決がすみ、オートマルヌ県南の「ペイ」設立と同様に、設立準備協会 (*Association de préfiguration*) の設置計画が進み始めたが、この段階で設立の進捗は急に鈍くなったようだ。1999年持続的国土整備・振興法をもとにした「ペイ」の設立との調整が困難となったからである。振興憲章をまとめあげ、EU や国の農村振興の補助金の受け皿となることがより鮮明になった「ペイ」と州立自然公園の機能のすみわけは必ずしも制度的に明確に打ち出されたわけではなかった。

頓挫はしたが、州立自然公園の設置構想の展開過程を眺めると、設置に向けた正式な手続きに入る前に、オートマルヌ県側では地域の有力者や種々の団体の代表、そして有識者が動員され、「パートナーシップ」が見事に機能している。この点では、ADECAPLAN をはじめとした LEADER II 承認団体を統合したかたちとなるラングル地方の「ペイ」の設立には、「上からの」振興政策に対する応答という側面が強い。

(7) 小括

オープリブ郡は人口密度が特に低く、人口減少が止まらない農村地帯であるが、比較的早い時期から地域振興に取り組んできた地域である。コミューン共同体の前身にあたる複数事務組合は、県内でももっとも早い時期に設立された。ADECAPLAN や APPL の設立当初の理事長を務めたオープリブ郡選出の県議 J 氏は、他の地域に比べてオープリブ郡で町村の協力関係の形成が早かった理由のひとつに、郡筆頭地であるオープリブ町をはじめ、突出した規模のコミューンが存在しなかったことをあげる⁽²⁷⁾。それがあると、零細なコミューンの村長はじめ、コミューンの自由が侵害されることが懸念されるからだという。このことから類推するに、コミューンの名称が失われるような合併の場合、さらに強い摩擦と抵抗が発生しうるのだろう。バル-デ-ティル村は5カ村合併により、新しい名称が付されたが、それぞれ 50 人にも満たない旧村が固有の名前を維持し、村議を選出している。コミューン共同体の理事として、村の代表を送り込むときも旧村の代表制がしっかりと位置づけられている。同村が発刊したミニコミ誌を見ても、各旧村単位の諸活動が生きておりあたかも小さな連邦制度である。

このようなどんなに小さくとも、またコミューンの制度が歴史・文化的に磐石であったとしても、現代において要請される農村振興の枠組みとしては狭小すぎる。町村の合併といつても、その数は隣接するひとつやふたつの町村の合併ではなく、数十か町村の合併を必要とする。今日まで存続してきた農村におけるコミューンのサイズと必要とされる農村振興の範域との大きなギャップが、合併によらずとも町村間の協力関係のさまざまな強さ

を反映した諸制度を生んだといえよう。その弊害として表れるのが、地方制度の複雑さである。

コムューン共同体はコムューンから税源の一部の委譲を受け、安定度の高い組織であるのに対して、ADECAPLAN のように地域振興の「インキュベータ」に徹し、自ら組織の永続性を否定する団体もある。さらに、農村のコムューンやコムューン共同体では、現業部門の職員と最低限の行政事務職員のみしかおらず、地域振興団体においても安定的な職員のポストはない。また、農村の文化活動や教育、福祉についても、さまざまな非営利団体が機能している。すなわち、農村における行政組織の不在である。これは複雑ではあるが、非常に柔軟な構造である。このような農村における地方制度の構造が、LEADER をはじめ、「上からの」農村振興政策の実施上、ローカルレベルの組織の育成を推進する理由であり、農村振興政策の展開が半ば必然的に地方制度の変化を要請する背景をなすといえよう。

注(1) オーブリブ郡の町村連合がコムューン共同体の組織形態をとったのは 2002 年である。これに先立ち、1995 年に従来の複合事務組合を改組し都市連合区 (District) になったが、1999 年のコムューン連合簡素化法により、都市連合区は 2002 年 1 月をもって、コムューン共同体、中都市共同体、大都市共同体のいずれかに変更しなければならなかった。すでに述べたように、都市連合区は農村部における設立を妨げるものではない。本稿では 2002 年以前についても、都市連合区とは言わずキャラトル・バレコムューン共同体と呼んでおく。

- (2) 新規雇用を生む場合、地方団体が事業に参加する場合に限り、拡張計画の投資の 40 % の補助 (EU, 国、地域圏、県) が受けられる。補助残の 60 % 相当について、コムューン協力団体が借入を行い事業施設に投資、10 年の貸与の後に企業側へ譲渡するしくみである。
- (3) 1946 年に設立された「農村会館」全国協会と農村振興活性化協会 (Associations de Développement et d'Animation du Milieu Rural) は 3,000 あまりの地域組織と 70 の県連、20 の州連合があり、30 万人の加入者とボランティアに加え、フルタイム換算で 2,000 人の職員をかかえる。

歴史的には 1930 年代の人民戦線の流れを汲む農村啓蒙運動から発生した団体で、宗教色を帯びた青年農業者同盟 (Jeune Agriculteurs Chrétiens) と同様、農村の指導者養成や農民に対する技術指導を実施してきた。1945 年の段階で全国に約 130 の組織が設立された。戦後は無宗教的な農民啓蒙、生活向上、文化振興の運動として展開している。今日では、組織によりさまざまであろうが、農村における文化的催し物の主催や文化サークルの拠点として「カルチャーセンター」「文化センター」「公民館」の機能を果しているといえよう。

- (4) 県内では提携合併方式の町村合併の多くが後に解消したといわれている。バル村でも新体制の機能の維持が危ぶまれた時期もあったが 5 力村の協議や旧村単位の代表性を堅持することで、解消の危機を乗り越えた時期があったという (バル村ミニコミ誌、"De vals en Tilles" 第 3 号 2002 年夏号)。
- (5) コムューン議会選挙において選挙人や候補者は特定の条件を満たせば、住民以外でもなりうる点について、コムューン行政の担い手をコムューン外に求めることができるというように評価した (第

2章)。しかし、バル村長T氏は少人数の村では村内での対立が選挙に持ち込まれる際に、選挙人資格を有する村外の親戚を登録させ、選挙に影響を与えることがあるという懸念を指摘する。

(6) 農業センサスによれば、バル村の農業経営数は1979年22経営、1988年19経営、2000年14経営である。5か村合併前1970年センサスの農業経営数は27経営で、シャルメサン村3経営、ビルメルブリ村5経営、ラマルゲル村4経営、ミュソー村5経営、ビルモロン村10経営であった。

(7) 規模の大きな市町村では単独で、保育所、診療所、高齢者・障害者サービス、老人ホームの設置、運営を行う。町村長が指名する者には社会事業分野の有識者として、求職・定着支援に関する団体の代表のほか、家庭に関する団体、高齢者や障害者の代表を含める必要がある。

(8) 地方直接4税のうち、建築地税、非建築地税、住居税について納税者の確認と税額の評価が主な委員会の業務である。毎年資産の課税ベースの修正を実施する。特に住居税の場合、改修や増築(部屋数等)などが施されることで、賃貸価値=課税ベースが変化する。それを調査、確認するのが同委員会の役割である。国庫庁税務監査官(Inspecteur des Impots)が同委員会の決定を確認する。通常、建設許可の際に行政側で確認することができるが、個人で工事する場合には隣人にしかわからないこともある。係争があれば委員会で調整し、不服があれば税務署(Service des Impots)に上訴することができる。同村では委員会の決定にこれまで不服等は生じていない模様である。委員の選定は、村より正委員候補12、副委員候補12名の名簿を県税務局長(directeur des services fiscaux de Haute-Marne)に提出し、任命を受ける仕組みである。通常、税務局長は定足数である6名を名簿順に上から任命するが、2002年の場合、名簿上位においてもかかわらず長年委員職にあった者が任命からもれた。人口数十人程度のコミューンであっても、課税ベースの評価について法定の形式に基づき自動的に実施しており、わが国の集落とは異なり基礎的自治体としての機能を確認できる。

(9) Berard F. (2001) *Les dotations de l'Etat aux collectivités locales*. L.G.D.J., pp.59~60.

(10) 投資金計について、事業の未執行や補助金・交付金の未交付を主因として、予算と決算に大きな乖離がある。その理由は十分明らかにできていないが、次年度に未執行事業や実施中の事業の執行残について再度予算化したり、補助金・交付金が事業実施年度を過ぎて交付されないことはめずらしくないようである。なお、バル村やポワソン村のように非常に零細な農村のコミューンの場合、借入金により事業費を賄うよりも、むしろ税率の引き上げにより積立金を確保する方が好まれるようである。いずれにせよ、零細な農村コミューンの活動をより詳細に把握するには、中長期の財務を把握する必要がある。

(11) ポワソン村の農業経営数は、1979年8経営、1988年5経営、2000年3経営である。なお、2000年の3経営はGAECの共同経営者3名がそれぞれ1経営者と数えられるためである。

(12) 農村部の零細なコミューンの議会では、一般に農業者が支配的である。しかし、ポワソン村のように極めて人口の少ないコミューンでは、農業者の数自体が減少している。ポワソン村には共同経営1経営、個人経営2経営のほかに県外から2経営がそれぞれ100ha程度の農地を耕作している。これら農地はもともと現在第1村長補をつとめる元農業者が耕作していたが、60歳の引退を契機に貸し付けた農地である。このように、農村の極めて人口の少ないコミューンでは、農業者の減少が村議会の脆弱性を加速している。

(13) 1995~2001年までの間、オープリブ町長を務めたP氏は01年の町議会選挙で立候補することを

断った。P 氏は県内の高校の元教員である。20 年ほど前に 17 世紀ころに建てられた家屋をオーブリブ町内に購入し、別荘として週末やバカンスを過ごしていた。定年退職後に定住し、1995 年に町長に押された。しかし、町民の世話役に終始、道路の修理など、諸々の要望が日々押し寄せられる毎日に辟易し、再選を断つことを明かした。

(14) ADECAPLAN が直接の窓口となっているのは、州のプログラムのみであり、国や県などの補助金については、ADECAPALN とは別のルートで申請、給付を受けるようである。

(15) 季節の有機野菜をかご (panier) 詰めにし、週 1 回、年間 48 週配布する仕組みで、会員は 2001 年現在 52 名である。野菜の量は購入世帯の週間必要量を考慮して、1 かご (4 人分) 10.16 ヨーロ、1/2 かご (2 人分) 6.35 ヨーロ、1/3 かご (1 人分) 3.81 ヨーロとした。年会費は 7.62 ヨーロである。かご契約売り以外に野菜を購入することも可能である。野菜の配布は毎週木曜日で、ラングル (Langres : 人口 1 万人程度の街。オーブリブから 25km) をはじめ周辺 6 カ所で受け渡しが設定されている。加入者の居住地に応じて受け渡し場所の増加を検討中である。1 かごにつき 0.76 ヨーロでできる限り宅配にも応じる。

(16) 狩猟権を持つ個人もしくは団体による任意団体 (1901 年法団体) で、特定の狩猟対象種の保護や両区の保全管理を目的として設置される。

(17) 通常、「リーダー：LEADER (Liaison Entre Actions de Développement de l'Economie Rurale)」と呼ばれている。「農村経済振興活動の連携」の意である。LEADER II は 1997-99 年を実施期間とし、1989-93 年を実施期間とした LEADER の後継である。なお、2000 年以降、LEADER+として、第 3 次のプログラムが実施されている。

(18) わが国では LEADER プログラムについて、井上和衛編 (1999)『欧州連合の農村開発政策—LEADER 事業の成果』筑波書房、柏雅之 (2002)『条件不利地域再生の論理と政策』農林統計協会、などで、検討されている。レイは農村社会学の分野が LEADER 事業の展開に関心を持つ理由について、低開発地域対策に小額の財源で取り組んでいること、(厳密な助成基準がない) 介入の無秩序さ (anarchy) をあげ、前者を介入の近代的性格、後者を介入のポストモダン的性格を特徴付けている (Ray Ch. (2000) The EU LEADER Programme: rural development laboratory. *Sociologia Ruralis*, Vol.40, No.2.)。また、EU 各国の比較研究が可能であり、EU ワイドの農村振興の実験室とも例えている。

(19) DATAR/CNASEA (2001) *Guide pratique LEADER+*.

(20) フランスで 1975 年に始まった「地域契約 (contrat de pays)」はローカルコミュニティーが小規模な農村振興組織を立ち上げ、国のファンドを探すもので LEADER 事業のモデルの 1 つとされた (Buller G. (2000) Re - creationg rural territories: LEADER in France, *Sociologia Ruralis*, Vol.40, No.2.)。このため、フランスでは LEADER 事業においても、「地域契約」や地域振興政策の受け皿となるなんらかの組織つくりを経験したところが多い。

(21) EU 地域政策では、地方公共団体以外でも EU 補助金の供与を受け事業主体となれるが、フランスでは ADECAPLAN のような地域振興に関する非営利団体が公共事業の主体とはなり得ない。このため、LEADER II を含め行政事務全般について ADECAPLAN が行うが、事業主体はコミューンやコミューン共同体である。ただ、この場合、EU 政策との手続きの齟齬は形式的に処理されるようである。

- (22) APPL とペイの形成について、2001年11月に行った聞き取り調査により得た知見とともに、Breson D. (2001) "L'évolution récente de la coopération intercommunale en milieu rural" Mémoire de fin d'étude, Institut d'Etudes Politiques de Lyon/ Université Lumière Lyon II., および A.P.P.L., Rapport intermédiaire: Fonctionnement 2001 / Communication 2001. Association de Préfiguration du Pays de Langres, novembre 2001に負った。
- (23) LEADER+の申請を準備するために、運営委員会 (Comité de pilotage) と作業部会 (Groupe technique) が設置されている。運営委員会は APPL 執行部の 12 名 (議員) と、地域振興評議会理事会 (Conseil d'administration) の 12 名 (議員) で構成され、LEADER+における課題と戦略の決定機関である。作業部会の構成は議員 5 名、地域振興評議会の代表者 4 名、APPL のスタッフ 3 名で構成され、運営委員会に提案するための課題と戦略、事業プログラムを企画立案する。
- (24) ラングル市は中世の城壁に囲まれた都市であり美しい都市 50 選に選ばれている。また、百科全書の発刊で著名なディドロ (Didrot) 生誕の地である。しかし、ラングル市とは強い結びつきを感じても、APPL の東部地域とは、地理的にも文化的にも隔たりがあり、APPL の範域による観光振興の実効性に不安を感じる声も聞かれる。なお、東部地域で中心となるブルボンヌ-レ-バン町は人口 2,495 人 (1999 年) の温泉保養地であり、古くからの観光地である。
- (25) 州知事、県知事は中央政府の地方庁の長であり内務省官僚である。地方団体としての州、県の執行権は議会議長にある。
- (26) 1994 年 10 月には構想中の州立自然公園の範域で LEADER II の申請を行っている。経緯は明らかではないが、結局、LEADER II の対象地域はオートマルヌ県側では ADECAPLAN をはじめとした 3 団体が、コートドール県側ではシャティヨネ地方の 1 団体が承認団体となっている。
- (27) カンタル県マシック郡の場合、郡筆頭地であるマシックは、人口や生活関連施設の集中の面でほかのコミューンを凌駕する。ここではコミューン共同体の設立とその展開過程において、理事の配分方法は重要な問題になる。